

## 令和2年第2回定例会（第1号）

令和2年6月9日（火曜日）午前10時00分開会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 出納検査報告  
日程第 4 一般質問

### ○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

### ○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 部 長	釣 谷 隆 士
民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総 務 部 税 務 課 長	広 部 美 幸
会 計 課 長	青 山 栄久雄	民 生 部 住 民 課 長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民 生 部 福 祉 課 長	村 山 德 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経 済 部 商 工 観 光 課 長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	田 中 正 彦	経 済 部 土 木 課 長	佐 々 木 陵 二
経済部都市住宅課長	川 島 篤 実	経 済 部 上 下 水 道 課 長	笠 原 泰 之

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

### ○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長 扇 田 誠 学 校 教 育 課 長 北 村 公 志

生涯教育課長 竹内圭介  
スポーツ振興課長 川崎元

学校給食センター長 柴田憲

---

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局 長 田中正彦

---

○本会議の書記

事務局 長 関口順子 書記 妹尾洋兵  
書記 佐々木宏美

---

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

7番 畑中静一

8番 長谷川生人

午前10時00分 開会

---

## 開会・開議宣告

---

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和2年第2回七飯町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1

#### 会議録署名議員の指名

---

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

7番 畑 中 静 一 議員

8番 長谷川 生 人 議員

以上2議員を指名いたします。

---

### 日程第2

#### 会期の決定

---

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの3日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月11日までの3日間と決定いたしました。

会期予定表は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 諸 般 の 報 告

---

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提案された議件は、同意15件、承認1件、議案8件、報告3件、以上27

件であります。

次に、地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷して、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動向については、議会動向報告として、お手元に配付のとおりであります。

また、町政動向報告についても、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第3

#### 出納検査報告

---

○議長（木下 敏） 日程第3 出納検査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

神崎監査委員。

○監査委員（神崎和枝） 6月定例会に報告いたします例月出納検査につきましては、2月、3月、4月分の3か月分です。

2月分につきましては、3月26日、27日、31日、3月分につきましては、4月23日、24日、27日、28日、4月分につきましては、5月26日、27日、28日、29日に行っております。

会計課長及び上下水道課長より提出されました諸帳簿類の額と現金及び預金等の金額が釣り銭を除いた額と一致しており、計数上の誤りがなかったことを御報告いたします。

なお、下水道事業特別会計は、3月31日に廃止となっており、打ち切り決算に伴う残金は、下水道事業会計に引き継ぎされております。

また、3月31日には、水道事業会計の貯蔵品につきましても確認しております。別に実地棚卸表を添付しておりますので、御参照願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 今の下水道の引き継ぎをやっているというふうな話でしたのですけれど

も、これにつきましては、一番最後の15ページのところに書いています下水道事業会計の本月分受け高の1億2,998万3,354円とありまして、決済用の1億2,996万8,354円の中に含まれておるのかということ、それが1点と、この公営企業会計を見ると、釣り銭が1万5,000円ずつとってありますけれども、これというのはどちらで預かりをしているのですか、この2点、お願いします。

○議長（木下 敏） 神崎監査委員。

○監査委員（神崎和枝） 決算用預金は、上の合計1万5,000円を足した数字が会計の数字になっております。1万5,000円は、これは下の出納室で金庫に預けております。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） ですから、この釣り銭の1万5,000円はどこで預かっているのか。

○議長（木下 敏） 神崎監査委員。

○監査委員（神崎和枝） 集金をされる方です。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 保管をどこでやっているのかと聞いているのですよね。

○議長（木下 敏） 神崎監査委員。

○監査委員（神崎和枝） 保管は出納室の金庫です。（発言する者あり）

○議長（木下 敏） 横田有一議員にちょっと確認しますけれども、要は、夜間、業務以外のときに、その釣り銭の現金が、誰がきちっと管理しているのかということを質問したということで、監査委員のほうで今暫時休憩とっていますので、そこの1点だけ、5分休憩いたします。

5分間休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

神崎監査委員の答弁より入ります。

神崎監査委員。

○監査委員（神崎和枝） 時間を費やして申し訳ありません。

先ほど申しあげましたように、1万5,000

円は会計課で保管しておりまして、水道課にお支払いをする方々のお釣りとしてその1万5,000円を使って、夜はまた会計課に納めるというか、金庫に納めるということですが、よろしいでしょうか。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

監査委員、お疲れさまでした。

以上で、本件は報告済みといたします。

監査委員、御苦労さまでした。

以上で、出納検査報告を終わります。

---

#### 日程第4

#### 一般質問

---

○議長（木下 敏） 日程第4 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） それでは、通告に従いまして、大綱、3問、質問を行いたいと思います。

1問目は、町内会の活動のあり方と問題解決についての質問であります。

現在、七飯町内の各町内会の多くは、連合町内会に属して、町行政の一翼を担っております。

しかし、近年、移住者やアパート住人を中心として、各町内会に加入しない世帯が増え、以前から加入していない方々、脱退する方などを含めて、幾つかの問題が生じ、地域が分断に近い状況も発生しております。

この一つとして、外灯費の徴収やごみの処置、こういうことについて、町内会だけでは対応が困難な事例も発生しており、町の対応策や考えについてお伺いをしたいと思います。

5点あります。

1点目は、町内会管理の全てのごみステーションをなくして、町が行っているごみ収集業務を世帯ごとに実施することについて。

2点目は、外灯の電気料金、これを全て町負担とすることと、今後の外灯の灯具の更新につい

て。

3点目は、町内会活動の活性化に向けた町の取り組みについて。

4点目は、地域担当職員制度を設立することについて。

最後は、町内在住職員の町内会に加入している率を教えてください。

この5点であります。

**○議長（木下 敏）** 環境生活課長。

**○環境生活課長（磯場嘉和）** 1点目の、町内会管理の全てのごみステーションをなくし、町が行っているごみ収集業務を世帯ごとに実施することについてですが、現在、管内でステーション方式を採用しているのは、知内町、鹿部町、森町と七飯町で、戸別収集方式を実施しているのは、松前町、福島町、八雲町、長万部町です。戸別収集方式とステーション方針を併用しているのは、函館市、北斗市、木古内町となっています。

ステーション方式は、収集箇所をまとめることによって、収集運搬車の台数や作業員数が最小の経費で効率化できることから、各町内会の協力を得て、これまで実施しているものです。現行の町内会管理によるステーション方式を各世帯ごとの戸別収集方式にした場合には、町内会に加入しない世帯がもっと増え、地域が分断に近い状況がさらに発生する可能性があると考えます。また、収集路線が長くなることから、収集にかかる時間や労力も増えます。経費の面でも、併用しているところでは、ステーション方式に比べて戸別収集方式のほうが約1.3倍のコストがかかっています。

以上のことから、町としては、現在、戸別収集方式を採用することは考えておりません。

なお、ごみステーションまでのごみ出しが困難な方には生活支援サポート事業を実施しておりますので、事務局である社会福祉協議会へ御相談いただければと思います。

人口減少などで過疎化が進めば、収集の方法なども検討しなければなりません。将来的な課題としては理解はしておりますが、当面は町内会の皆様の協力を得ながらステーション方式を維持していきたいと考えておりますので、御理解ください

ますようお願いいたします。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 住民課長。

**○住民課長（清野真里）** 私からは、2点目について答弁させていただきます。

2点目の、外灯の電気料を全て町負担とすることと、今後の灯具更新についてですが、平成16年度に外灯維持費の補助を50%から60%に引き上げ、新設費では全てを助成しております。なお、平成28年度には、省エネ対策として、防犯灯及び街路灯LED化事業を実施したことにより、外灯維持費が大幅に減少しております。また、灯具更新につきましては、現在、防犯灯及び街路灯LED化事業により、灯具が原因でLED防犯灯が故障した場合は、この事業で交換修理を行い、外灯組合や町内会とともに維持管理をしており、事業終了後は無償譲渡され、外灯組合及び町内会が管理することとなっております。町といたしましては、できるだけ支援できるように努力しているところでございますので、現行の補助について御理解を願います。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 政策推進課長。

**○政策推進課長（中村雄司）** 3点目から5点目についてお答えいたします。

3点目の、町内会活動の活性化に向けた町の取り組みについてですが、町では現在、活力のあるまちづくり推進事業助成制度があり、自ら考え、行動し、汗を流す町民の主体的まちづくり活動に対して助成金を交付し、町民と行政との協働による活力のあるまちづくりを推進しております。

対象事業は、営利を目的としない継続的な活動を通じて、地域力の育成に貢献する公益的な事業となっており、町内会の活動についても、この助成制度で後押しさせていただいているところでございます。町広報紙5月号でもお知らせしており、随時御相談の上、活用いただきたいというふうに考えてございます。

4点目の、地域担当職員制度の設立についてですが、地域担当職員制度とは、地域課題の解決に住民の意向を反映させ、職員の意識も住民本意に転換させることを目的に、職員を各地域の担当者

として配属し、職務として、住民とともに地域課題の解決を図る制度で、昭和43年に千葉県習志野市が先駆けて実施してございます。道内におきましては、特に平成18年ころから平成20年ころにかけて、19の自治体で導入が進み、いずれも町職員の職務と併任により実施しております。七飯町の導入については、職務として行うには人員や本来の職務との兼ね合いを考慮しますと課題も多く、現在のところ導入の予定はございません。

協働のまちづくりのためにも、町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決を図るために、何が必要かを常日ごろから念頭に置き、今後も執務を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

5点目の、町内在住の町職員の町内会加入率ですが、町内会は任意団体であり、法的には強制加入義務がなく、職員の加入調査を行っていないことから、加入率はお答えできませんが、町内在住町職員も一町民でございますので、ボランティア活動に積極的に参加し、町内会活動を支えていくことが重要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） それでは、順次再質問をしたいと思えます。

ごみの問題は、非常にややこしくなっています。私の所属している町内会では、ごみステーションにいろいろなごみがマナーを守らずに捨てられている。この処分を町内会の役員がずっと繰り返しやっているわけです。そういう姿を見ていると、なかなか役員交代のときに、率先して私がやりたいという方が出てこない要因の一つになっていると思えます。町内会の方がマナーを守らずに、色の違う袋、もしくは全く処置をしないままごみステーションに入れていくということもありまして、一度警察に相談をしたのですが、警察はごみステーションの中であれば不法投棄と言えないので、あずかり知らない、手を出せない。外に捨ててあるのであれば、これは不法投棄ということで扱いますという説明を受けているのです

が、ごみステーションの中までは、それは皆さんでやってくださいということなのです。でも何年もこれが続いていまして、ほとんど困っていると、そういう町内会が、うちだけなのか、ほかにもあるのか、これはきちんと調べたわけではないのですが、そこで、各世帯ごとにやってらっしゃるところも結構あると。費用のことをおっしゃいましたね。3割から、そのくらい高くなるということ。ところが、併用式を行っている函館市は、パッカー車1台、大体今、年間1,000万円ほどというふう聞いています。これは詳しく聞いたわけではないので、うちのようにパッカー車、トラックだとかあると、当然、その金額も変わってきますので、大雑把な数字でそのぐらいとおっしゃっていました。だから、戸別収集をやっているパッカー車が全部1,000万円で済むかどうか分かりませんが、うちの場合は幾らぐらいになっているのか、これをまず再質問させていただきます。

ちなみに、知内町のごみステーションにパッカー車が行く年間の経費は700万円と担当の方はおっしゃっていました。それから見ても、七飯町が一体どの辺の金額なのかということをお聞きしたい。

それと、収集業務が相当大変になるというお答えがありましたが、何か年が進むごとに、例えばペットボトルの中に1本だけ、例えばコーヒーがこびりついたままのペットボトルがあると置いていくのです。よくもまあ見るなという感じで。全体に汚いなら、これは誰が見ても持っていけないのですけれども、私たち、自転車でたまにごみの状況を見て歩くのですけれども、そのときには気にならない。ところが、残したのをよく見ると、確かに1本だけ洗浄していない、汚いのがあるということで残している。こういうのは何か住民サービスの観点からいってどうなのかなということもちょっとお聞きしたい。

それから、ごみステーションに入らない大型ごみ、これは町のほうに、支所なりそういうところに連絡をすると、500円とか1,000円とかお金を払って、1世帯5点まで収集をしてくれるということをやっていますよね。ところが、

引っ越しだとかリフォームだとかで結構な数が出た場合、大体引っ越し業者、もしくは家を解体する業者、こういった人たちにゴミを持っている人は預けるのですけれども、このゴミを持っていける業者さんというのは、七飯町の場合は指定業者という決まりがあるのですか。これをちょっとお聞きしたい。

1点目はそんなところですよ。

2点目、外灯のことになりますけれども、確かに電気料金はかなり安くなっていて、町会の負担も今減っています。心配なのは、この灯具が10年間のリースということで始まっています。今、私が所属している町内会では、電気料金を連合町内会に納めています。連合町内会が町の補助金とあわせて北電に払っているのですけれども、かなり前から、そのお金の措置がおかしいという声があって、連合町内会の役員のほうできちんとした説明が、結局、廻れないものですから、できないまま続いてきているのですよね。それがもって、ある町内会が連合町内会から脱退をしました。今後、そういう連合町内会に入っていない町会、この人たちの電気代、それから、10年間のリース契約が済んで、灯具が壊れた場合、どこが直してくれるのか。今は町が全部やってくれているのですけれども、10年契約が済んだ場合も町がやってくれるのか、町がやらないので、連合町内会で、今、電気料金が浮いた分を蓄えていっているのですけれども、10年後に備えて。ところが、問題があると言っている人もいるやり方が、果たして10年後に向けてお金を連合町内会がためていくということがいいのかどうか、この辺、ちょっと町の考え方をお聞きしたい。

3点目、今、補助金を出す制度があるということで、これは前からやっていたらいいことなのではけれども、これでどんどんどんどん、どんどんという言い方は当たらないかもしれませんが、町内会の役員の新陳代謝が進まない。そういう中で、やはり町のバックアップというのが、お金を出す制度がありますよということだけで済むのか。4点目の地域担当職員制度と、こういうものと併せて、もう少し町が町内会の活動に本腰を入れると、こういうことに町の考えは向いてい

ないのかどうか、この4点、再質問、お願いします。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） それでは、再質問に対して答弁してまいりたいと思います。

町内会のほうで苦勞して、マナーを守らない方がいるということで御苦勞されているということは十分承知しているところでございます。町のほうでも、袋の出し方が悪いとかと、シールを貼って、何が悪いのかというところが分かるようにして、転入者とか、ルールが分からない人もやっぱり中にはいらっしゃいますので、そういう方には分かるように、こういうところが駄目なのですよということが分かるようにして置いていくと。そうすることによって何が駄目だったのかというのが分かりますので、そういう形で、大分ステーションに置きっぱなしというのはかなり減っている状況にあると思ってございます。

その中で、先ほど料金の経費の話が出てまして、うちは1.3倍というのを出したのは、それぞれの自治体の収集運搬の、このときは平成31年度の全体の予算を、平成31年4月末現在の人口で割りまして、それと1人当たりにかかっている経費というのが出ますので、そういう形で出したときに、大体併用しているところでうちよりも1.3倍ぐらい多いという形の数字が出まして、ほぼほぼ正しいのかなという感じで考えています。

また、パッカー車について、ざっとですけれども、大体うちで1,200万円ぐらい。これだけに関してということではなくて、いろいろな人件費だとかそういうのも全部積みますので、そこそこで経費というのはなかなか出すのは難しいと思うのですけれども、総体の予算を人口で割った形を見ますと1.3倍という形で、当然、小まめに回れば経費がかかりますので、戸別収集よりはステーション方式を町内会の皆さんと協力しながらやっていきたいということで考えています。

また、ゴミがちょっとでも入っていると置いていくと。やっぱり収集の方もプロですので、1個だけというより、やっぱりそういう傾向にあるのですよね。確かに1個だけかもしれないのですけ

れども、やっぱり混ざっているというのは、ぱっと見ればやっぱり分かりますので、その辺は、うちのほうでもこれからマナーを守ってくださいですとか、出し方をもう少し分かりやすく町民の方に周知する、ホームページですとか広報を通じて、出し方についても詳しく説明してまいりたいと思っています。

あと、引っ越しごみとかそういう関係ですけれども、通常の大型、自転車ですとか、そういうのは1個500円とか、タンスとか、そういうのを買換えのときに出すのは結構こういう大型の収集ということで、月に1回やっています、毎月20日から月末まで受付しまして、翌月の第2週の木曜日にそれを収集するような形でやっています。引っ越しごみとなると、なかなかそういうタイミングで出せませんので、そこは業者さんを紹介して、町のそういうのを受付している一般廃棄物の処理業者がありますので、その業者さんの一覧になったものを御紹介して、この中から近所のところを選んだり、見積もりをとるなりして、多分、大型で出すよりは、引っ越しごみのほうが全体でがさっと持っていつてもらえるので、単価的には安くなるのではないかなと思っています。引っ越しごみとかそういう大きいときは、そういう業者さんと直にお客さんとやってもらうと。自転車とか個別に出したいなというときには大型を利用してもらう、そういう形で使い分けしてもらえればと思っています。

以上です。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、灯具の故障に関しての更新等について答弁を先にさせていただきます。

この防犯灯及び街路灯のLED化事業が始まる前に、各外灯組合さんや町内会と協議をしまして、事業終了後は無償譲渡されるということで、その後は各外灯組合及び町内会が管理することになってございます。この事業が終了するまでの期間内、外灯組合だったり町内会の現状といえますか状況も変わっている、10年間も経過するものですから、変わっている可能性もございます。それを踏まえて、事業終了まで、令和8年12月に

なりますけれども、各外灯組合や町内会と協議してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

料金徴収に関しましては、各町内会の中で協力しあい、維持していきたいと考えております。また、町といたしましても、町内会などの理解を得られるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 私のほうから、3点目、4点目についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず3点目の、町内会の役員さん等のなり手不足、担い手不足というところと、町内活動に関する部分の町の後押しといったところでの答弁をさせていただきたいと思っておりますが、確かに町内会の方々からお話をお伺いした際に、アパート等の入居者の方々が町内会のほうにはなかなか入ってくれないのですよというような声は伺ってございました。そういった点を踏まえまして、町といたしましては、昨年、宅建協会さんと町内会連合会さんと町と三者協定を締結いたしまして、アパートの入居の際に町内会の意義ですとかそういったものをお知らせする中で、町内会活動に参加してくださいということで協力をいただいているところでございます。残念ながら余り成果というところはないですけれども、しっかりと宅建協会さんの皆様方の御協力をいただきながら、町内会の意義というものを広めてこれたのかなというふうに思っております。

町からの補助の部分で言いますと、まちづくり助成金というところで支援をさせていただきます。十分ではございませんが、地域の活動の一つ、後押しということでさせていただいております。

そのほか、他の団体の、例えばコミュニティ助成事業ですとか、補助メニューがございまして、そういったものを活用できるような形で町内会さんのほうには情報提供させていただき、まちづくりのために有効活用していただけるというようなことで進めていきたいというふうに思っております。



また、4点目の地域担当職員の関係でございますけれども、他の事例を見ますと、実際のところは住民だけでは担いきれなくなった地域活動といった部分を、地域担当職員に依存してしまっていて、実際は地域と行政の役割分担というものが破綻してしまったというような現状もあるまちもあるようでございます。拙速に導入というのはなかなか難しいというところで考えてございまして、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） それでは、再々質問させていただきます。

ごみの収集でありますけれども、パッカー車の年間の契約金、これは詳細な検討が必要かなと思います。大分前に、今のような制度に移行したときにも、民生文教常任委員会か何かであちこちの自治体の経費を資料として我々に配りましたね。その見比べをした時点でも、七飯町の経費というのは高かったのです。それが恐らくずっと続いていると思うので、それはきちんと詳細を見比べないと分からない話なのですが、ぜひ何かの機会に、七飯町で仕事をしている業者さんが、本当に戸別収集をしても今の金額でできないものなのかどうか、これはちゃんとチェックしてみたほうがいいと思います。ちなみに、函館市の1,000万円くらいのところは、全部が全部ではないですけども、間に合っていると。これはいろいろなところから、市民側から、経費の割には中身がという話があって、徐々に下がってきているというふうに担当者が説明していました。一番最初から見れば、パッカー車の請負金額というのは下がってきているそうです、何百万円か。その辺のことがありますので、ぜひ見直しの機会を設けていただきたい。

それから、引っ越し等の荷物、引っ越しなどで出る廃棄物、七飯町の処分場に持っていく業者、これはまちの人が誰か一般収集業務の許可を持っている、いわゆるマニフェストを扱える業者に頼んだら捨てられるのですか。これを私のところに言ってきた人は、七飯町の指定業者でないと駄目だというふうに言われたということで、今回、こ

の質問をしていますけれども、ちょっとその確認をお願いしたいと思います。結局、普段、収集業務をやっている業者さんに500円とか1,000円のシールを買って、持って行ってくれと頼んだら、運搬費用が別に請求が来ると。月に1回の収集は、七飯の役場の車が来て持ってってくれるのですよね、基本は。違うのですか。とにかくその方は、七飯町の指定の業者に頼んだら、えらい高かったということをおっしゃっていますので、ちょっとその辺の事実関係、もうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

町内会のほうでごみの収集というのは、あくまでもごみステーションを町内会が持っているものですから、ずっと続けていかなければいけない。例えばトラクターなどが何かの拍子に壊して、それも町内会の予算で直したりして、それから、ごみも、課長の説明はあくまでも性善説なのです。通りすがりの人が入れているものなのか、夜中、知らないうちに入れていっているものなのか、まあひどいものです。服だ、家具だ、子供のおむつだ、そういうものを一旦全部我々が下げるのですよ。誰かの家のところで分けて、それでそのときに出さないとステーションに入らないのですよ、例えば青ごみを出そうと思っても、日曜日の夜にどっかり捨てられるものですから、青ごみを外に置いておくとカラスにつつかれてひどい目に遭う。この実態をもう少し理解していただいて、対応を検討願えないかなということですよ。

それから、2点目の、灯具の話ですけれども、町内会がやるのですよね、10年たったら。ということは、その10年後に備えて、今、電気料金の浮いた分を蓄えておくということですよ。備えておくということです。だから、それを今は連合町内会がやっているはずなのです。各町内会でやっているところもあるかもしれませんが、全部調べていませんから分かりませんが、それがいいのかなのです、お聞きしたいのは。連合町内会から電気料金のことで脱退をした町内会があります。大中山地区で。かなり大きい町内会です。こんなところにこんな大事なお金を預けておかれぬという趣旨のことを

おっしゃっていました。だから、もし灯具を買い換えるためのお金をためるのであれば、町がちゃんと預かるとか、一番いいのは町が全部持ってくればいいのですけれども、そのところが今、結構もめていることなので、連合町内会に任せる、あるいは町内会に任せるということが、10年後、まだ6年ぐらいあるのですか、それまでにきちんと検討なさったほうがいいのではないかなと思います。

4点目で質問しました地域担当職員制度、これが破綻した例を課長は説明されましたけれども、これはやっぱり運営の仕方だと思います。町職員の方が全部仕切ってやってしまえば、やってくれるのだなということで、町内会のほうはだんだん手伝わなくなるので、それは破綻するかもしれません。町内会というのは、基本的に親睦を目的としているところが大きいですから、その中で町会費を集めるというお金の問題が出てくる。そのお金はごみステーションであり、外灯の料金だということで理解を得た上で徴収をしているのですけれども、なかなかそれを理解してくれない人たちがいて、町内会費も集めづらいと。

例えば職員の方が、私は七飯町の職員なのです。それで、こちらに越して来られたので、ぜひ皆さんと同じようにある程度のお金を負担して、町内会活動を御理解いただけないでしょうかと職員の方が言ってくると、町内会の役員が行くよりは少しはいいのかなと。窓口で引っ越してこられた方に説明し、紙を渡すというのをやっているのは知っています。でもほとんど無視ですよ。別に罰金をとられるわけでも何でもない。何年ももう通っていますよ、私たち、入ってくれと。ところが、入ってくれない。そうすると、そういう例がだんだん増えてくるのです。あの人も入っていない、この人も入っていない。俺もやめるわと。だから、そういう面で町内会活動を下支えするために、町の職員の力を借りられないかということで質問いたしましたので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） それでは、再質問に対して答弁してまいりたいと思います。

まず、大型粗大ごみの話ですけれども、考え方として、まず一般の燃えないごみとか燃えるごみとか、そういうごみは町のほうで無料で回収して捨てる。大型粗大ごみも大型ごみも同じ考えです。たまたま大きくてステーションに入らないということなので、処分は町のほうで負担する。ただ、運搬費、さっきの500円とか1,000円とかと言っているのは、業者さんが運ぶ手間があるので、積んだりとか、その実費ということで、自転車1台500円いただきますよと、それは直接業者さんがもらうと。処分費については無料です。それが大型粗大ごみの考えです。

さっきの引っ越しの関係だとか、そうなる、お客さんの都合になってしまう、3月の末で引っ越しだとか、そういう形になってしまうので、町内の一般廃棄物処理業者をうちのほうで紹介、登録していますので、そういう方々を紹介してあげて、好きなところに電話して、見積りをとるなり、業者によっていろいろ値段も違うでしょうから、そういうので一括して処分してもらったりだとか、そういうのをしてくださいというような御案内をしているところです。引っ越しのごみと大型粗大ごみとは分けて考えていただいたほうがよろしいかと思います。

それから、ごみステーション、汚れているところも中にはあるかと思います。大分本当に私も町内を見ますけれども、そんなにそんなに、今、出し方、やっぱり皆さん、マナーを守っていらっしゃいますので、非常に出し方はいいと思っています。また、町でも、週3回ですけれども、町の臨時職員が見回りで、週3回、月、水、金で見回っていますので、不法投棄中心ですけれども、ごみステーションのところも、ごみがずっと出しっぱなしになっているよとかという話があれば、うちのほうでチェックしにいたりだとか、そういうのもしていますので、大分マナーのほうは守られていると思ってございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） ごみの部分では、一般廃棄物の捨てる部分に関しては、七飯町が許可した業者ということで、町が回収しているごみ以外

の大きなもの、例えば引っ越しのまとまったごみだとかは、七飯町の一般廃棄物の収集運搬を許可した事業者さんを担当のほうでお知らせして、そちらの業者が何社かありますから、そちらの業者と相談して、見積りなどとするなどして、運搬費用というか、そういうものの有利なほうを選んで捨てていただくという、今そういう事業になっております。

車の、先ほど函館市の委託料と七飯町のと言いましたけれども、一概に函館市の場合は運転手さん1人と作業員2人なのです。3名乗車でパッカー車を運行しています。大体車の償却のお金は5年、6年で償却費が決まっていると思うのですが、人件費の差が出るのですよね。七飯町はステーション型の収集をしていますので、2名で、運転手さんと作業員ということで、2名乗車ですから、明らかに1名分の人件費がないという部分では、先ほど言ったように、3分の2程度、人件費でいくと1人分浮いているという計算になりますので、先ほど1,000万円ぐらいで函館市は委託しているというお話でしたけれども、実際は、多分、七飯町が1,200万円だとすると、1,500万円前後だというふうに思いますので、その辺については御理解いただきたいというふうに思います。

また、続きまして、外灯のほうの部分ですが、外灯のほうの費用、大中山地区だけが、大中山町内会連合会が一括して各地域をまとめています。それ以外は、本町とか大沼とかは、それぞれが町内会、あるいは外灯組合という中で個別にやっているという状況です。たまたま外灯の維持費の助成金の過去の実績でいきますと、LEDに切り替える前の外灯維持費助成金、平成28年度の決算では1,347万4,664円、町内会にお支払いしています。平成30年度のこの助成金ですけれども、674万2,662円ということで、明らかに半額、この部分が予算の節減効果があったかなと思います。

各町内会、あるいは外灯組合さんのほうでは、確かに町のほうとしては、令和8年以降、リースが終了して、それはそれぞれの地域に管理を今のところお願いしたいということでお話している

ことございまして、その外灯費といいますが、各個人からいただいた外灯代というか、町内会だとか外灯代は外灯代でもらっているところもあると思うのですけれども、その金額については、値上げとかしないで、下がった分で、今現在、多分、据え置きでずっときているということで、その切りかえにあわせて、ちょっとその部分を備蓄しているということで、大中山連合町内会さんのほうでの話によると、1町内会さん、脱退されたところは、この月々の外灯料、それぞれ払う分を、何とか割り引きできないか、安くできないかというようなことで、その地域でちょっと議論されたということで、七飯町全体というふうに見た場合に、こういう電気料だとか、節減効果だとか、そういう部分も踏まえて、今後も七飯町の町内会連合会のほうだとか、各地区の大中山とか大沼とか、そういう地区の町内会の皆さんとも今後も協議を続けていって、お互いにいい方向に向かうようにお話し合いをしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、町内会の加入促進という部分、また、町のそれに対する町職員の関わり方等についての御質問だったかと思えます。

町内会の加入につきましては、私も実は昨年、町内会の会員さんの勧誘だとかという部分、町内会の一町民として勧誘させていただきました。やはりアパートにお住まいの方などは、日中、お仕事だとかをされて、なかなか会えなくて、なかなかお話をする機会がとれないというところで、どうしても加入までつながらなかったというのがございましたけれども、土、日なども出て、加入の促進、顔をあわせて、何とか町内会のほうの活動を御理解くださいということで加入促進をさせていただいたところです。若い方が入らない理由としましては、恐らくなのですが、なかなか日中のお仕事だとか、入りたい意思はあるのですけれども、お金をお支払いするだとか、そういったタイミングが合わないというようなのが現状なのかな

というふうにも思います。そういった部分も何とか解消できるような、加入の手続きができるような方策なども、ちょっと先進事例なども見据えながら紹介できればなというふうに思います。

また、町の職員の関わり合い方なのですけども、先ほど示した課題というのは、1点だけの課題でございました。ほかには、例えば職員が町内会業務をやることによって、町の職員の仕事との線引きが難しいというような課題もございます。そういったところで、人事評価なり、時間外手当等の判別が難しいというところもあって、そういった課題も見受けられます。七飯町といたしましては、基本的には町の職員がボランティアという形の中での町内会活動に参加するというので考えておりますので、町内会の関わり方としては積極的に町内会活動に参加していくというので考えてございますので、御理解願います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 3問ありますので、余りこればかりもやれないのですけれども、町長、今、ごみステーションの状況というのは、私が説明したので、聞いてもらったと思うのですけれども、うちの町内会だけではないと思うのです。それと、だんだん悪くなってきているというのは、全体的に何人かの町会長さんに聞いたら、そういう声は増えてきています。うちは確かに通りすがれる町内会、ごみステーションが多いものですから、いろいろな形で捨てられる。この対応で苦慮しているというのは実際にあります。ありますので今回質問していますので、本当に大変なのです。よ、毎回毎回やっていますから。だから、町内会でカギをかけて、町内会の会員だけにキーを配ってやろうかという話も、もう3年前からしているのですよ。そうすると、町内会に入っていない人はそこに捨てられないだろうと。でも、仮にそれをやって、周りにどんどんどんん置かれてしまったら、その始末がまた困るなということで、任意ですと続けているのですけれども、何とか高齢者がごみステーションまで来るのも大変だということもありますし、ごみステーションの管理自体も町内会の仕事としては大変だという事実が

ありますので、町長、この先、どんなふうな、何かいいアイデアだとかもしお持ちでしたら、移動町長室とか、そういう場で発言をしていただきたいなということがまず1点あります。

それから、地域担当職員制度という堅苦しい名前ですけども、例えば文書を打ったりとかお金を計算したりする業務を役場の職員の方が手伝ってくれるとか、それは関わり方でそんなにややくしくない、町内会と対等までいなくても、ある程度サポートできるということを町長のほうから職員のほうに助言していただいて、なるべく手伝ってあげなさいというようなことがあると、スムーズにいく面も出るのかなと思うのですけれども、この辺、ちょっと最後に町長の意見を聞かせていただきたいなと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） 最初にごみの関係ですけども、カギをかけて周りに捨てられるとかというのが心配で、それはいかがなものかという今お話がありましたけれども、実際に私の町内会でも、そういう問題、ちょうどいろいろな人が通るところなものですから、随分投げられて困ったというのがありました。そのときは、やはり鍵をかけました。そして、みんなに合い鍵を渡すのではなくて、朝の7時になったら開けますということで役員の人が、担当の人があけてくれるという、そういうシステムで何年かやって、今はもう鍵をかけていません。違うところに鍵がついていますけれども、それは全く施錠の役目を果たしていないので、そういうことも私は大事なのかなと思います。

そして、それに今度、周りにもし捨てられたらという御心配をしていましたけれども、それは不法投棄に該当してきますよね。先ほど最初に言っていました、ごみ箱の中に入れたものは不法投棄とは言えないのでという警察の見解があったとお聞きしていますので、それが周りに捨てられると、今度は不法投棄だということで、これはもしかしたら警察のお力もお借りできるのかなという気がしますので、いろいろ試行錯誤、そういう他の町内会でも随分いろいろなことをやりながら、工夫しながらやっているというふうに思いま

すので、ぜひそういったところの御意見もお聞きしながら研究してみたいかなのかなというふうに思います。

それと、職員の配置の関係ですけれども、私は職員のほうに、ちょっと加入率の関係を調べていないということ、パーセンテージを出していませんけれども、かなり加入しているのかなという気がしています。そして、私が職員に言っているのは、ぜひ町内会の役員をやってくださいということをおっしゃっています。私自身も一般職のときには自治会の、冬トピア団地でありましたので、自治会でした、町内会でなくて、当時は。そこでの会長もやりましたし、今住んでいるところの会長も一般職のときにはやっております。そしてそれは、その地域のニーズを拾うには、町内会の役員をやっていると、非常にそのニーズを拾えるのです。

私は今、町長になって、いろいろなところで、先ほど出ました出前町長室を初め、いろいろな会合に出ますので、そこでニーズというのを拾ってこれます。ですから、私の拾ってきたニーズと、職員の皆さんが町内会の役員を通じて拾ったニーズとつき合わせをしながらやっていきたいと思いますということを強くおっしゃっています。最近では役員をやっている方もいらっしゃいますし、ついこの前、退職された方も、会長職をやっていた方も、私は2人存じております。それから、現職のときにはやらなかったのですけれども、退職してから町内会の役員をやっているという、それは敬老会とか行くと、しっかりそういう役目を果たしているということで、ちょっと職員の配置については、今現在のところ考えていませんけれども、ぜひ職員がニーズを拾ってくる、そしてそれを私と一緒につき合わせをしながら、こんな話がありました、こうでしたということをしっかりやっていきたいものだなというふうに思っております。

それから、確かに七飯町、私が住んでいるところもそうですけれども、坂まちですね。ですから高齢者の方がなかなか、特に冬場、滑って、ステーションまで行くのが大変だというのがありますけれども、1問目でお答えしているとおり、社

会福祉協議会のほうで地域サポート事業ということをやっておりますので、ぜひそちらの御活用をしながら、これも一遍に済む話ではないと思えますけれども、いろいろ試行錯誤しながら、ぜひ議員のほうも、私どものほうと一緒につき合わせをしながら、よりよい方向を目指してやっていきたいというふうに考えますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 1問目を終わります。

○議長（木下 敏） それでは、暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

平松議員の2問目の質問より入ります。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 大網2問、七飯町公共施設等総合管理計画についての質問であります。

平成28年から37年までの10年間を計画期間として作成された七飯町公共施設等総合管理計画の中で、公共施設全体の将来更新費用の算出を、金額試算ソフトを使用して、今後20年間、このまま公共施設及びインフラ資産等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、20年間で364億円、年平均18億円となり、これまでにかけた投資的経費の更新経費の年平均として約3倍になります。上水道の更新費用は今後20年間で約70億円、年平均約3.5億円となり、これまでにかけた投資的経費の更新費用の年平均と比較して2.6倍になりますという記述があります。

これはあくまで試算なのかもしれませんが、現在進行中の町営住宅長寿命化改修工事や、築後約40年を迎える施設が、例えば大中山中学校やこの役場庁舎、こういったもの、今後、対象物件が目白押しの状況であります。この計画書では具体的な対応策がほとんど記載されておらず、今後は

国からの交付金や税収の減収が予想される財政状況で、どのように対処していくのか、伺いたいと思います。

4点あります。

1点目、この総合管理計画に沿って現在まで行われた事例について。

2点目、現在着工予定となっている案件について。

3点目、今後の対応予定物件やインフラ資産等への具体的な対策について。

最後、4点目は、インフラ資産等や建物の長寿命化計画と、この総合管理計画の兼ね合いについてお尋ねをいたします。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、御答弁してまいります。

1点目の、この総合管理計画に沿って現在までに行われた事例についてでございます。

まず、七飯町公共施設等総合管理計画の策定の経過から申し上げます。

この計画の策定の背景としては、平成25年6月14日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針、デフレ経済再生において、インフラの老朽化が早急に進展する中、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるとされ、同日に閣議決定された日本再興戦略においても、国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画及び個別施設ごとの長寿命化計画の策定に取り組むべき旨の総務大臣から通知があったことから、平成28年から平成37年度までの10年間を計画期間として、施設の維持管理、修繕、更新等のトータルコストの縮減や平準化を図ることを目的として、平成28年3月に策定されております。

また、平成30年2月27日付総務省からの通知では、今後は、総合管理計画等に基づき、個別施設ごとの長寿命化計画、これは個別施設計画と言いますが、これを策定するとともに、公共施設等の総合的適正管理の取り組みを進めていくことが重要とされております。

御質問でございます、計画策定後の現在までに行われた事例としましては、国の社会資本整備総

合交付金事業として、それぞれ長寿命化計画を策定し、橋梁長寿命化改良工事、公園施設改良更新事業、公営住宅長寿命化改修事業等を行ってきたところでございます。

2点目の、現在着工予定となっている案件、3点目の今後の対応予定物件やインフラ資産等への具体的な対策については、あわせて御答弁いたします。

今年度においては、社会資本整備総合交付金事業として、冬トピア団地、町道、橋梁等の長寿命化改修、大沼下水道浄化センター設備更新を進めてまいります。また、個別施設計画の策定により、火葬場設備更新工事、廃棄物処理施設改修事業、体育施設改修工事を行う予定でございます。これらについては補助事業ではございませんが、公共施設等適正管理推進事業債として、充当率90%、財政力に応じて30から50%の交付税措置となり、七飯町は50%の措置がございまして。そのため、町としても財政的に町単独費を少しでも縮減するよう、各施設担当とは、個別施設計画を策定し、計画を進めるよう協議をしてきたところでございます。

今後においても、社会資本整備総合交付金など、国などの補助、交付金がある事業メニューについては積極的に活用し、また、補助がない施設改修については、個別施設計画による起債事業により進めてまいります。

4点目の、インフラ資産等や建物の長寿命化計画との総合管理計画の兼ね合いについてでございます。町の総合管理計画、また、長寿命化計画、個別施設計画は、国の社会資本整備総合交付金事業、町が起債事業として行う場合、必須の計画となっておりますので、今後も国の補助、交付金事業及び起債事業として、これらの計画をもとに事業を進めていくこととなりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） では、再質問を行います。

国のほうで平成25年からこういった長寿命化に関する基本計画というのを地方自治体につくりなさいということで、当町もつくってやっているということなのですから、七飯町公共施設等

総合管理計画、これはどういった位置づけになるのかということをお聞きをしたいのです。これは質問しますと、教育のほうも入ります。学校施設も入りますので、ちょっとそのまま質問させていただきますので、お願いしたいと思います。基本的には、予防的な修繕をきちんとすると。そして、ライフサイクルコスト、要するに今までは50年なら50年という期間を、できるだけコストを少なくしてやっていくということをきちんと見直すということをやっているのですね、七飯町でつくった総合管理計画。

最初の質問文で読み上げた試算をするための条件なのですが、それは、例えば公共施設であれば、つくってから30年後に大規模改修を行う、そして60年後には建て替えるという前提で試算をしたというふうにこれでは書いています。そして、長寿命化に関する項目というのがわずか4行あるのですが、行政サービス需要の変化にも対応していくことを前提としつつ、集中的な大規模改修や更新等による大きな財政負担は、今後の厳しい財政状況下では非常に困難なこととなります。そのため、点検、診断や予防的な修繕を実施することで、施設等のライフサイクルコストの低減及び平準化を図りますという、この文面だけが長寿命化の説明文として書かれた計画書であります。

そこでお聞きしたいのは、質問文で最初に書きましたけれども、どんどんどんどん古い施設、この役場も含めて、三十何年、文化センター、次から次と、30年は超えています。総合管理計画にのっとってやるとすれば、大規模改修という言葉が当たるのかな、予防的な修繕と言ったほうがいいのか、やっていないと駄目な時期に入っているのですよね。こういったものが何も出されないうまま、冬トピア、そういうところでは確かに進んでいます。町営住宅は幾らかやっていますが、率的に一番多いのは学校施設なのですよね。この総合計画の中の資料といいますか、分析の中で、一番面積的に広いのは学校教育関係の施設、その次が公共施設なのです。30%近いものが学校施設で、26%ぐらいが公共施設というふうに分析というか、集計してありました。という

ことは、臨時議会などでも聞きましたけれども、学校にもきちんとした長寿命化計画というものをつくった上で、大規模改修、予防的な修繕、こういったものをきちんとやっていくということが計画として現れていなければいけないのではないかと。

それから、ライフサイクルのコスト低減ということも毎回いろいろな形で出てきていますけれども、何回も言って怒られるかもしれませんが、大中山小学校は建て替えて、今まで800万円くらい水道光熱費が1,000万円増えている。だから、そういうところの計画の趣旨に合っていないものが現実としてできているし、作ってしまったものはしょうがないといくのか、とにかく新しく建て直すという計画の前に、30年、60年、できるだけ低コストで長く使えるようなものの計画案というのをつくらなければ駄目なのではないのかなと思っていますけれども、この点についての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、私のほうから、トータル的な話になるかもしれませんが、まず、公共施設等総合管理計画の位置づけということがございましたので、私のほうから答弁させていただきます。

先ほども1問目の答弁で触れておりますけれども、この総合管理計画は、七飯町の施設の総合的な計画となっております。計画の中では、1個1個の個別計画については触れてございません。それは総合管理計画に基づいて個別の施設について計画を作っていくということになりますので、そういうこととなります。総合管理計画の中では、1個1個の施設の状況等を調査をして、金額を出してございません。簡便的に、この施設であれば、トータルの耐用年数が何年で、それを長寿命化するために、30年の際に大規模修繕、60年後に改築する際に、国から示された平米当たりの単価がございますので、それを乗せたときに、その上で計算したときに、20年間で364億円という数字となっているところでございます。

今後、七飯町役場庁舎においても、昭和59年に建ったものになってございますので、総合管理

計画に基づいた個別の計画をつくりながら、長寿命化ということで、大規模修繕ということを見据えていかなければならないということで考えております。

ただ、いろいろな施設、当然、古くなったものから老朽化が著しくなっていくということから、そこら辺の各施設とのバランスということもありますけれども、まずは計画を作って、国の補助金、交付金があるものについては、それを最大限生かしていくということで、それが無いものであれば、交付金等がなければ起債事業によって町の単独費を少なくしていく、圧縮していくというような流れで、今検討をしているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） これは1月の新聞の切り抜きなのですが、函館市は、学校の施設ですけれども、使用年数を80年を目指すという計画をもう立てました。これは、今まではやはりうちと同じで60年という前提を20年延ばすというふうにしたのですね。ホームページにも出ていました。うちの試算は、あくまでも60年後に建て替えをするという試算というのがこの総合計画になっています。ちなみに、道路であれば15年ごとに打ち替えるだとか、橋梁も60年で架け替えるだとか、上水道は40年で更新、下水道は50年で更新、公園に関しては30年で更新という前提で考えているという計画だということなのですが、実際にこんな年数でどんどん更新はできないと思います。

そこで、早めに、今、これから考えたいというような趣旨のことをおっしゃいましたので、これ以上のことは言えないと思いますけれども、日本建築学会、この中で、建築物の耐久計画に関する考え方というのが出ています。これによりますと、普通の品質のコンクリート造りの場合、計画的な保全を行うことで、耐用年数を80年程度に延ばすことができると、日本建築学会で。これはあくまでもちゃんと手入れをするという前提です。ということをもとに、函館市は学校施設はこれから80年使うという計画を立てました。七飯

町の施設の3分の1は学校施設だと。これも早めに80年、鉄筋コンクリートであれば、もう鉄筋コンクリートですよ、全部。こういうふうにとっていくための調査なり計画を早急に立てる必要があるのではないかなと思いますけれども、教育長はこの辺、どういうふうを考えていらっしゃるのか。

それから、今の課長の説明で、これからやっていくと言ってしまったので、これ以上は聞けないのですけれども、建築学会だとか、そういうものの資料というのはきちんと前提に置かれてやっていけると思うのですけれども、その辺、もう一度再答弁お願いします。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） それでは、答弁してまいります。

学校の施設につきましては、七飯町の学校施設の長寿命化計画というのを教育委員会のほうで平成元年12月に策定してございます。すみません、令和元年です。申し訳ございません。

その中で、先ほど言われていました校舎につきましては80年を目標に、体育館は60年、そういうような計画で策定してございます。

また、さっき言われましたライフサイクルコストの大中山小の部分につきましては、あそこは面積自体も多くなっていますし、体育館の暖房も電気等を使っていますので、増えているということでございますけれども、ライフサイクルコストにつきましては、なるべく節約をしまして、圧縮をしていきたいというふうに考えてございます。

教育委員会からは以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、私のほうからも、総合管理計画をつくった担当課ということから御答弁申し上げます。

まず、学校も今、答弁ございましたけれども、トータル的に七飯町の公共施設、古いものから結構昭和時代の建物がまだまだございますので、そこら辺につきましては、施設のあり方を十分検討いたしまして、今後も当然、行政施設として残していくべき施設であれば、今後の修繕費をトータル的にどう縮減していくか、長く使っていくかと



というのが、当然、総合管理計画の肝でございますから、その計画に沿った中で、個別の施設について、どこをどういうふうに直していくかということで、個別の計画をつくっていくということで考えてございます。その内容について、計画に載った内容について整備をしていく、修繕をしていくということでございます。

先ほども申しましたけれども、七飯町の総体の予算というか、財政的にも大変厳しい状況の中に入ってきたところでございますけれども、その中で、最大限やっていけるところはやっていきたいということで、各事業の見極めもございますが、そういうことで、今後も、先ほど議員から教えていただきましたコンクリートの関係とかも、今後、個別計画をつくる際には十分研究させていただきながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 2問目を終わります。

○議長（木下 敏） それでは、管理職の交代をいたしますために、暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

平松議員の3問目の質問より入ります。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 3問目に入ります。

七飯町防災行政無線整備事業についての質問であります。

現在、世界的に感染拡大した新型コロナウイルスによる肺炎は、国民にとって大変な心配事です。このことによる戦後最大級の経済的不況対策が、国を初め都道府県や各自治体で積極的に実施され、我がまちでも進行中です。

このような想定されなかった事態に対処しながら、今回、総事業費8億3,000万円を超える七飯町防災行政無線整備事業が進められておりますが、この事業は、大沼地区の防災行政無線で使

用している、現在アナログ方式なのですが、これが令和4年11月で使用終了となることを主な理由として、第1回定例会に提案され、可決されたものであります。

しかし、実施に当たっては慎重な調査、検討を行った上で行うべきとの意見が幾つか出されておりました。

昨今の国内情勢を鑑み、次の点について伺います。

4点あります。

1、巨額事業を実施する必要性について。

2、実施計画内容は現状とどのような相違点があるのか。

3、この設備を利用して行える町民サービスの内容と自主防災組織との兼ね合いについて。

4点目は、工事費用、ランニングコスト、ライフサイクルコストの説明についてであります。

お願いします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、3問目の七飯町防災行政無線整備事業について答弁してまいります。

初めに、1点目の巨額事業を実施する必要性についてでございます。

本事業は、御質問の趣旨にもありますように、現在、駒ヶ岳火山噴火災害の対応として、大沼地区に整備している防災行政無線のアナログ方式の通信が使用を終了することから、デジタル化の移行に伴いまして、昨今、甚大化いたします自然災害を考慮し、全町的な整備を行うこととして事業を進めております。

防災行政無線は、御存じのとおり、災害時の情報伝達手段として重要な設備であり、いつ起こるか分からない災害に備え、住民の生命を守るために、できるだけ早く整備をしていく必要があると考えております。

また、緊急防災減災対策債といいます交付税算入が7割という有利な起債が使える期限も令和2年度までとなっていることから、新型コロナウイルスの感染が完全におさまっていない状況ですが、計画どおり事業を進めていく必要があることを御理解ください。

2点目の、実施計画内容と現状とどのような相違点があるかについてでございます。

現状の防災行政無線との相違点は大きく次の3点となります。

まず1点目ですが、戸別受信機が異なります。現状は屋外アンテナが必要な壁掛けの受信機ですが、更新後はラジオタイプで、居間から寝室など、室内で持ち歩ける、また、屋外にも持ち出せるタイプとなります。

また、戸別受信機と役場とが双方向で通信できることとなりまして、戸別受信機の状態が役場から分かるということも大きな相違点となります。

二つ目に、電波の方式について大きな相違点となります。

現状では、町が自営する電波局で運営しておりますが、更新後は公衆回線を利用することになります。対災害性のほか、設置や運用費などを比較しても、現状と同等かそれ以上であると評価しております。

今回、七飯町では携帯電話網を利用した整備となりますが、他自治体でもポケベルの電波等を使った民間が運営します公衆回線を利用した防災行政無線の導入は増加傾向にあると思います。

最後に、戸別受信機までの電波を伝える方式が異なります。

現在は、防災行政無線での用途が限定された電波で戸別受信機へ情報を伝達しておりますが、更新後はLPWAという汎用性のある電波で戸別受信機への情報伝達を行います。このLPWAという電波網を町内に張りめぐらせることで、町独自のネットワークが形成されまして、近年のIoT社会の基盤となる将来性を期待できるシステムとなります。

3点目の、この設備を利用して行える町民サービスの内容と自主防災組織の兼ね合いについてでございます。

防災行政無線が整備されることにより行える町民サービスの内容についてですが、まず、今回の整備更新いたします防災行政無線の機能の強化、今までと違う強化について説明いたします。

防災行政無線の機能といたしましては、緊急速報メールやSNS、それから、大型ディスプレイ

に情報を表示するなど、デジタルサイレージですね。などとの連携が可能となりまして、より情報伝達の手段を迅速に行えること。また、放送を聞き逃したときに、電話の自動音声で放送内容が確認できる機能による聞き逃しの対応などの機能強化をしております。

これらの機能強化により、情報伝達に関するサービスは向上すると考えております。

また、戸別受信機については、双方向での通信が可能となることから、戸別受信機へ放送の内容がきちんと届いているかとか、それから、受信を確認した操作状況、町民の方が戸別受信機に受信したときに、それを確認したかどうかということが役場から分かりますので、見守りという意味でも活用が可能となるということから、これらについてもサービスの向上が図られると考えてございます。

また、自主防災組織との兼ね合いについてですが、現在、町内四つの自主防災組織がありますが、今回整備というか更新いたします防災行政無線との兼ね合いという点では、特段ございません。

各町内会とは、戸別受信機を町内会長宅に配付。それから、町内会単位で、行事や避難訓練のときには、整備する屋外スピーカーを利用して、町内会の範囲等に放送することが可能なような機能を持たせる整備を進めています。

最後に、4点目の工事費用とランニングコスト、ライフサイクルコストの説明についてでございます。

イニシャルコスト、初期費用といたしましては、予算編成時の積算でございますが、防災行政無線のシステム構築と、屋外スピーカー、戸別受信機、それから、戸別受信機へ電波を送受信する機器、戸別受信機については約4,000台を整備の予定としてございますが、それに10年分の保守料を当初契約に含めて契約いたしまして、その金額といたしましては、予算積算額で7億7,429万円。

続いてランニングコストになりますが、ランニングコストは携帯電話網と役場、それから屋外スピーカー、送受信機器など、通信する通信料が発

生いたしますので、それが年間約70万円程度と見込んでございます。

また、10年間のライフサイクルコストといたしましては、システムに係るコンピュータ機器の更新と、屋外スピーカーのバッテリーなどの交換が10年ごとに必要となりますので、その費用として約3,700万円、これに10年間の通信費を含めると4,400万円程度と見込んでございます。ただし、現在、電波調査を進めてございますので、その電波調査の結果、電波の送受信機の本数等々が変更になりましたら、ランニングコストもそれに伴って変更されるということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 持ち時間が15分ですので、まず、再質問の1番になりますが、結局、総金額で8億3,000万円ほどあって、そのうちの30%が町の持ち分ということで、2億4,000万円強になるかと思うのですが、果たしてそれに見合う内容かどうかということで、もう一度答弁をいただきたいなと思います。

というのは、ローカル5Gというのがある、実際に酪農家の多いまちで、自分たちで5Gの中継局を置いて、その中でいろいろな情報更新をやるということがもう既に起こっていますし、普通にいろいろな電話会社の話を聞きますと、2年以内くらいで5Gという、今の通信量の100倍くらいの情報量が使え、そういうシステムが整ってくると。今の中継基地の中にそういう機械が入ってくる。大沼の今の無線局というのが、アナログ方式が令和4年の11月で終了するのであれば、確かに補助制度は使えないかもしれないですけども、もうちょっときちんと見て、補助制度をあきらめる、もしくは別なメニューを探してきちんとゆっくり、この方式が、あちこちで行っていて、それと比較検討できるならいいのですけれども、これはNTTしかやっていない。NTTが独自に人工衛星を上げて、それでNTTの基地局を使って、なおかつLPWAとかという、その細部のネットワークをつくっている仕組みを入れるというのが今回の計画になっていますね。た

だ、今の携帯電話網がさらに100倍くらいの能力を持ってくるということになると、単純に七飯町でつくったアプリで、その5Gのネットワークを使ってこういうサービスができるのではないかなということを私は思っているものですから、何度か、今までの臨時議会ですとか、前の定例会でも聞いたのです。この辺が町民の方にきちんと、LPWA、ロー・パワー・ワイド・エリアの仕組みを併用しなければいけないのかどうか、この説明をしていただきたい。お金を少しでも安くできるのではないかなというのがまず1点。

役場のほうで検討した中で、確かに携帯電話とかタブレット端末を使うということも検討しましたという説明が前にありました。ところが、それは高齢者を中心になかなかなじめないという方がいるので、端末の機械を4,000台購入して、これは置くと通信料はただだと。おまけに、何かあったときには持ち出しできるし、双方向で連絡がとれるので、例えば避難した人がどこにいたとか、そういう連絡もとれるので、大した便利なものだという説明がありましたが、考えてみれば、携帯電話を持っていればそれで全部用は足りる。それから、職員の方の無線連絡をするための仕組みもそのまま今残っているわけですよ、この計画では。それも携帯電話で用が足りるのではないかなという発想からの今回の質問であります。それがまず2点目のところ。

町民のサービスのことについて、ちょっとかぶってしまいましたが、トランシーバーが要らなくなるのではないかとということと、消防だとか、そういった火災情報だとか、いろいろな町民にできるだけ広くいろいろな情報を瞬時に伝えるということでは、そういうネットワークを構築するのであれば、消防だとか警察だとか、何かそういったことで、全部が全部ではないですけど、伝えることというのは計画されているのかどうか。

それから最後には、やっぱりお金の話なのですけれども、実際に大沼地区を少しぎりぎりまで待ってもらって、この方式ではなくて、新しい方式を検討するという猶予はないのかどうか、この確認をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、お答えしてまいります。

まず、総事業費と見合う内容かどうかということです。このシステムが高くないかどうかという話だと思いますが、まず、現在の大沼地区の電波方式、60メガヘルツという方式なのですが、そのアナログの方式で運用していますが、これを60メガヘルツの方式でデジタル化して、全町に整備した場合、どのくらいかかるかというのを一番最初の実施設計でさせていただいたときには、今回整備するよりも少し高額な金額となっております。全町規模で防災無線を整備するという点については、この金額が特別すごく高いということを感じてはなりません。

それに見合う内容かどうかということについては、今も申し上げましたとおり、この規模で全町的にそのスピーカーを配置したり戸別受信機で受信できるようにしたりという内容と見合うというか、適当な金額ではないかと感じております。

また、緊急防災・減災対策債という7割交付税算入の起債がありますけれども、これについても非常に有利な起債で、防災行政無線については、過去にいろいろな補助事業もございましたが、それと比べてもすごく有利な起債であるというふうに感じておりますので、また、最後のほうの御質問にもかぶってしまいますけれども、整備するタイミングといたしましても、デジタル化という、令和4年11月まではあるのですが、整備期間等も含めると、今いってもぎりぎりな状態で、そのタイミングに向かって整備していかなければならないというふうに感じてございます。

また、ローカル5G、5Gの関係なのですが、公衆回線の5Gはまだまだ都市部というか、東京の中心とか大阪のほうから整備されていっていますけれども、様々な携帯電話会社だったり、情報等を研究している機関とかの情報を見ますと、全国的に普及されるのは2023年から25年くらいまでかかるというところでもございまして、そこまでこの防災行政無線の整備を待つとなると、先ほども言いましたとおり、いつ起こるか分からない災害ということで、できるだけ

早く整備していきたいという観点から、今ある町として判断した最高の一番いいものをきちんと整備していくということが大事ではないかと考えてございます。

また、携帯電話を使って戸別受信機等を整備していくのがいいのではないかとということなのですが、あとはタブレット等ですね。どうしても検討していく中でネックになったのが、通信費のところでございます。戸別受信機に関しては、今既に100%の方が絶対に携帯電話、スマートフォン等を持っているという条件であれば、そちらにシフトして整備してもいいのかもしれませんが、まだまだ携帯電話等をお持ちでない方もいることから、戸別受信機は、今回の整備では町としては必要なものと判断して、戸別受信機を4,000台整備する考えでございます。仮に携帯電話等を持っていない方等にタブレット等で4,000台程度を整備するとなると、通信費だけでもすごい金額ということが、今の携帯電話のデータプランという内容では月600円から800円くらいかかるので、600円だとしても年間2,900万円程度、税抜きでかかってしまうので、そういうことを考えると、今回の整備の方法で整備していきたいという考えに至ったということをお理解いただければと思います。

また、LPWAの仕組みですが、町で独自で張りめぐらせるネットワークで、1回目の答弁で答弁もいたしました。IoT社会といいますが、全てのものがインターネットにつながる時代がそこまで来ているという中で、その中で5Gという技術も出てきているのですが、町独自のネットワークでいろいろな今後の拡張性等々もありまして、この方式を選択させていただいたということになります。

また、職員同士の連絡も携帯でどうだという話なのですが、職員同士は、移動系の無線については、用途としては、避難したときの職員同士の連絡もそうなのですが、災害対応や復旧に使う土木車両等にも車載の無線がついていまして、それらも一緒に移動系の無線として整備することになります。携帯電話であれば、土木作業中、運転中等々、使用しづらいものというか、運

転中に使ってしまうと違反にもなりますし、そういう観点からも、移動系の無線も整備が必要だという判断で、今回は整備してございます。

消防や警察等の連絡の広報にも使用していかないということなのですが、そこは仕組みとしては、消防でも警察でも、この防災行政無線を使って広報することは可能となっております。仕組みとしてはそういう仕組みをつくっておりますが、実際にどういうふうに、消防とか警察が利用していく要望等があれば、今後詰めていって、その辺を少しでも町民の情報伝達の手段としてこの仕組みを使えればというふうには考えておりますので、そこはこれから消防や警察と詰めていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） まず、基本的にまとめて再々質問させていただきます。

私が感じているのは、いろいろな仕組みがある。8億幾らかけても、町職員はトランシーバーを持って走って歩く、それから、ローパワーワイドエリアという仕組みをこれからつくる。それは、今は大沼にしかないスピーカー、これを全町に20何機立てる。柱を立てて、スピーカーをつけて、そこに今ある携帯電話会社から来た電波を受けて、さらに発信するLPWAという仕組みをつくるというのが今回の話ですよ。わざわざLPWAというのをつくらなくても、結果的には、通信アプリ、今の携帯電話のアプリの中で、例えば町職員同士のグループ、今回、コロナのことで随分いろいろところでテレワークだとか会議だとかというのをやっていたよ。あれは、セキュリティの問題はちょっと別にしておいても、この人たちだけを登録して通信がやれるという仕組みなのですよ。今ある仕組みです。

LPWAを入れるというのは、例えば内地のほうですごい山あいが高く、携帯電話の中継基地を置いてどうしても届かない場所があると。そういうところに安くやるための仕組みとしてこのLPWAというのが考えられているのですよ。枝葉、葉の部分ですよ。ところが、七飯町は大体

携帯電話の通信基地局で届かないところはないはずなのです。どうしてもあるなら、そこに1基か2基入れるのはしょうがないかなと思うのですけれども、ちょっと比率が、このLPWAで幾らになるのかというのが、前にいただいた資料では分からないのですけれども、実際に電柱を立て替える経費は1億3,000万円くらいだと、新しく電柱を立てる工事ね。ということになると、6億幾らがほとんどネットワークを構築するNTTに入るお金なのです。七飯町の中で何か工事が始まったなど見えるものは、極端に言えば1億3,000万円しかない。私、NTTさんと交渉して、もっと安くして、例えばその安く浮いた分で、子供たちにタブレット端末、こういうものを一人一人に渡しておいて、非常時にはそれを使えるだとか、そういうふうにはできないものかなという発想があるものですから、ちょっとしつこく質問させてもらっています。このLPWAを入れる必要がある地域なのかどうか、七飯町が。それと、改めてまた自分の携帯電話を持っている職員さんが、現場に行くときに、車についているトランシーバーも持って、どこどこが氾濫しているからとか、こっちへ来いだとかと、そういう連絡をとる。ちょっと携帯電話で用が足りるのではないのかなということがあるので、今回質問しています。その辺、まとめて、町民の方に、七飯町が実際に払うお金は2億4,000万円くらいなのですよけれども、値のあるものかどうか、もう一度説明をお願いできないでしょうか。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） LPWAを整備する必要性というか、七飯町に本当に必要なものかどうかということなのですが、防災行政無線を一番最初に考えるときに、やはり大きなカギとなるのが、戸別受信機をどうするかということ、これは各まち、全てみんなそうなのですよ。何でかということ、最近、携帯電話とかみんな持ち始めているので、本当に必要かどうかということ、判断をいろいろ検討する、迷うということ、よく聞いておりました、七飯町としても、当初は戸別受信機についてどうするかという検討は当然いたしました。その中で、やはりみんな町

民の方が持っている携帯電話等なのですが、実際に本当に持っていない人も現実的にいるわけで、ではその人たちにどういうふうに情報を伝えていこうかというときに、ではやっぱり戸別受信機というものも整備は必要になってくるだろうということで検討していったところです。その中で、通信費等を安く、確かに電波を発するLPWAの仕組みは、整備するお金はかかりますけれども、今後、通信費はかからず、戸別受信機までには通信ができるということで、この方法を選択させていただいたと。

また、将来性の話につきましても、例えば子供の防犯ブザーだったりとか、そういうものについても、このLPWAという通信網で発信した場所等が分かる、それから、メールをそこから送られるとか、そういうような将来性も含めたシステムであるということも含めまして、今回、このLPWAの仕組みを採択させていただいたというところでございます。

職員同士の連絡のことなのですが、確かに職員はほとんど携帯電話等持っていますので、その方式も検討させていただいているところです。最近、コロナウイルスの感染症の関係で、先ほど平松議員おっしゃられましたとおり、テレワーク等々が自治体等でも行えるように、民間のサービスもどんどん出てきて、今、実際に七飯町も、期間は限定されているのですが、無償で職員同士のコミュニケーションツールとして、個人の携帯電話を使いながら職員同士がやりとりできるというサービスもありまして、それを試験的に職員に広報しながら使ってみていただいているということもやっております。

今後は、やっぱり将来的にはどうか、そういうふうなツールをたくさん使って、効率的に安く情報共有ということがなされてくることとなると思うのですけれども、現段階では、やはり先ほど言ったように、土木車両に積んでいたりということで、まだまだそういう用途があるケースが考えられるということから、今回、移動系もやはり必要であろうということで、今回の整備に含ませていただいているというところでございます。

いずれにしても、漫然と経費をかけていく

というようなことはしないで、日々、よりいいものというものをいろいろ模索しながら、今回の防災行政無線の事業をやっていきたくて考えてございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 最後です。結局、つまるところは、LPWAという新しい仕組みが必要だとおっしゃると、私は、今、通信社の内容が、もっともっと量が増えてくれば必要なくなるのではないかという、この話のことなのですよね。LPWAを使って、職員の移動しながらの通信というのは、これは駄目なのです。通信量は少なく、遮蔽物があると届かないので、トランシーバーが必要だということで、トランシーバーも入れれば、新しいLPWAという仕組みも、スピーカーを立てた塔にその発信器をつけてやると。スピーカーを立てる工事は1億3,000万円で、今、例えば携帯電話網を使って放送はできるのですよ、1億3,000万円のお金だけあればね。それで、LPWAなどといって、これからずっとこの方式がこれをベースに伸びていけるものなのかどうかというのは、ちょっと分からない時期です、今。5Gが入ってきたときに、それベースでみんな同じアプリを共有してやれば十分用は足りるかも知れない。多分足りると思うのですけれども、という判断の、今、瀬戸際にいるわけです。

それで、今年いろいろ契約をこれからするわけですから、もっときちんと、本当に七飯町にこの仕組みが必要なのかどうか、そういうことを検討していただきたい。最後にちょっと町長のお考えだけ聞きたいなと思います。お願いします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） いろいろな議員が想定をなさっていることも理解もできます。でも、私どももいろいろな想定をしながら、今考えられるベストのものをということで選定をさせていただきました。そして、何度も議場でも言っていますが、私の仕事、町長の仕事というのは、町民の生命、財産を守ることです。今で言えば、コロナで言えば、生命、健康を守ることが

第一でありますので、私はこのお金が、町費が2億4,000万円かかりますけれども、このことによって1人の命でも救えるのであれば、私は決して高いものでないと言えちよっと言い過ぎかもしれませんがけれども、私は投資をしたかがあるのだろうなというふうに思っています。でも、そのためにも、やはりベストなもの、今考えられるベストなものをしっかりやるのが大事だというふうに思っておりますので、これから契約等々に入っていきますけれども、この手法が私は最もベストなものだというふうに考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○3番(平松俊一) 終わります。

○議長(木下 敏) これをもちまして、平松俊一議員の一般質問を終了いたします。

それでは、午後1時5分から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時05分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を……。私語をお慎みください。

通告順に発言を許します。

田村敏郎議員。

○5番(田村敏郎) まず最初に、このたびは町民の皆様新型コロナウイルスの感染につきまして御迷惑と御心配をおかけして申し訳ありませんでした。幸いに私1人の感染で済んだことで、本当によかったなということで安堵している次第でございます。

それでは、早速一般質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス等に対する課題と対策について。

新型コロナウイルスの出現により、国、道は三密による感染防止のため、相次いで緊急事態宣言を出し、人々の外出自粛、事業所の休業要請や小中学校等の休校が長期間続いた。

地域社会においては、新たな生活様式により、人との結びつきが分断され、生活が疲弊し、未曾

有の事態に陥っている。

さらに、秋、冬には新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなど、第二波、第三波の感染再拡大が懸念されている。

町は、このたびの事態から何を教訓とし、今後の対策に生かそうとしているのか、伺いたい。

1、高齢者福祉に関する課題とその対策について。

2、子供たちの教育に関する課題とその対策について。

○議長(木下 敏) 福祉課長。

○福祉課長(村山徳收) 1点目の高齢者福祉に関する課題とその対策についてお答えいたします。

まず、政府の新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針において、高齢者等の支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての生活支援関係事業所においては、事業の継続を要請するとされ、町内医療機関、介護福祉事業所等においては、感染症予防対策を徹底し、支援が必要な町民の安定的な生活を確保し、1人の感染者も出さず事業を継続されております。これもひとえに、昼夜問わず最前線の現場で活躍する医療・介護従業者を初め多くの関係者の皆様と、感染拡大防止に多大なる御配慮と御協力をいただいている町民の皆様の御尽力の結果であると、感謝申し上げる次第でございます。

その中で、高齢者福祉に関する課題といたしましては、特に感染予防行動により、自主的に介護保険サービスの通所系、訪問系サービスの利用を控えるケースや、介護予防、日常生活支援総合事業などの高齢者の方が多く集まる活動自体も自粛するなど、運動、人と会っての会話、外出などの機会が減少し、筋力低下によるフレイル——虚弱化でございます——や、免疫低下が懸念されております。

今後の対策といたしましては、フレイルの予防において重要なポイントである運動、人と会っての会話、外出を一工夫で楽しめることができる情報、例えば1人自宅で、または少人数で、広い室内空間で実践できる運動や脳トレや口腔ケアで、筋力、免疫力を高める情報など、今までの行動を

アレンジするだけで簡単に実践でき、かつ、新しい生活様式や北海道スタイルの実践もできる情報を七飯町の公式ホームページに登載しておりますので、その情報を冊子にまとめ、地域包括支援センター訪問時または民生委員、老人クラブを初め、各介護予防を実施している団体などに配布するなど、周知、啓発に努め、感染再拡大時における高齢者の健康維持に備えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） それでは、2点目の、子供たちの教育に関する課題とその対策について答弁申し上げます。

今回のコロナウイルスに係る緊急事態宣言において、町内の小学校、中学校、義務教育学校では、長期の休校を余儀なくされ、授業時数、いわゆる学習機会の確保が大きな課題となっております。

また、児童生徒は、今後の修学旅行や部活動、入試など、将来的な部分が見えない不安を抱えております。

学習機会の確保につきましては、今後、夏期休業、冬期休業の短縮や、土曜授業の実施などで必要な授業時数の確保を目指すところでございます。

また、本定例会で御提案いたします補正予算案において、国のGIGAスクール構想に基づき、全児童生徒に1人1台のパソコンを整備し、今回のような休校中においても家庭でオンライン学習ができる環境整備を推進してまいります。

また、心のケアにつきましては、休校中の現場の先生方が家庭訪問を行うなど、取り組んでおり、今後も学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなど、教職員全体で支援を行い、心の問題に取り組んでまいります。

6月1日からは各校において授業が再開したところでございますが、今後、学校において感染者が発生しないよう、こちらも今回の補正予算案で提案させていただきますが、教室の換気対策や水道の蛇口改修など、環境整備を図り、政府の専門家会議から示されております新しい生活様式及び

文部科学省から示されております衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に基づいた十分な対策をとった上で事業を進めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、まず1番目の高齢者福祉に関する課題とその対策ということで、幾つかお聞きしたいと思います。

まず、確かに説明ありました。高齢者の様々な生活の変化、ここ二、三か月の間、相当変わってきて、自宅での自粛ということで、先ほど説明あったとおり、相当、サルコペニアといいますか、筋力の低下、あるいは認知、こういったようなものが進むというようなことが懸念されている今現状でございますし、こういう中で、特に高齢者というのは、いろいろな情報からいくと、重症化しやすい、体力や免疫が落ちているということで、体そのものが機能低下してくるという、そういう中で、対策としては、運動、対話ということで、広い場所でアレンジしてという、そういう話があったのですけれども、まず具体的に、そういう運動だとか対話、こういったような場所、広い場所といいますけれども、具体的に町としてどういったようなものを想定して、そして冊子にまとめてお知らせするのか、そこら辺をまずお聞きしたいと思います。

それから、第二波、第三波が来た場合、感染しないのが一番なのですけれども、やはり介護の従事者、あるいは福祉の従事者、医療関係者、補正予算ではいろいろ慰労金等々配慮しているようすけれども、まず従事者にしてみれば、移されるというよりも、移したらどうしようという、そういう不安がある。そういう中で、万が一、そういう施設で移った場合、新型コロナウイルスが万が一発症した場合、移らないのが大前提ですけれども、これに越したことはないですけれども、第二波、第三波が予測されている中で、万が一移った場合、やはり町としてどういったような形の支援策をとっていくのか、ここら辺を、ちょっと考えているのであれば、一步踏み込んだ形の中で、ちょっとお知らせをお願いしたいと思います。



○議長（木下 敏） 田村議員、2点目は再質問ないですか。

○5番（田村敏郎） 2点目は、福祉と教育のやりとりなものですから、まとめてやったほうがいいのであれば……。

○議長（木下 敏） まとめてやってもらえれば。

○5番（田村敏郎） 非常に私自身、こんがらがりますので、できれば区分をしてやりたいと思いますけれども、あわせてということであれば……。

○議長（木下 敏） あわせてお願いします。

○5番（田村敏郎） そうしたら、教育の関係、まず福祉についてはそういうことです。

教育については、七飯町の場合は、先ほど説明ありましたけれども、児童生徒の学習時間の確保や健康維持のためというようなことで、いろいろ対策をとって、夏休み、冬休み短縮、土曜日の授業の取り入れ、あるいはプール学習の中止、発表会を作品展に変える、あるいは宿泊研修を日帰りにしたい、修学旅行は2学期以降にするというような流れの中で、恐らく学習時間の2か月間の取り戻しというのですか、そういうものを考えての対応だと思えるのですけれども、文科省については、学習遅れ、これを数年間で解消してもいいですよというようなことで、学習内容を最長で再来年度まで繰越すことを特例で認めますよというようなことを発表しておりますけれども、具体的にそういうものについての検討に入っているのかどうか。

それから、特にこれは保護者も心配していると思いますけれども、小学校6年生や中学校3年などの最終学年、こういったようなものについて、どのような対応策をしていくのか。これらについて、話を聞きますと、今年度から学習指導要領はグループ学習を中心に展開しますよというような文科省の考え方だと思えるのですけれども、ここ2か月でなかなかそういうものが展開できなかったという、こういう中で、6月から本格的に学校を再開しながらの、こういうグループ学習中心の学習指導というものに入るとは思いますけれども、一方では、先ほど説明あったように、GIGA

Aスクール授業というのですか、構想、国が3分の2とか2分の1の補助、こういったようなものを考えながらやって、全国で展開してもらいたいということで、7月に契約というのですかね、そして12月に設置完了というような恐らく流れの中で、今準備しているのではないかと思うのですけれども、これが、なかなか実態が、私たちというか、私にとっては見えてきていない。

今、説明の中では、1人1台パソコン、そしてオンライン学習をする。これは分かりますけれども、具体的にいつやるのか。例えば夏休み、冬休み、12月ですから冬休みぐらいになると思うのですけれども、春休み、あるいは土、日、そこら辺の具体的にGIGAのそういう授業を利用したオンラインの学習をいつから、どういう形でやっていくのか。そして、それに対してそれぞれの学校の先生がどういったような考え方で、あるいはどのようなプロジェクトを組んで内容を詰めていくのか、そういうものがもし分かればお話をいただきたいというふうに思います。

それから、育英基金の関係であります。育英基金というのは、御承知のとおり、条例の中で定まっているわけですが、新聞報道等によりますと、学生が授業料を払えなくて中途退学がある。これについては、勉学にいそむ学生にとって非常に不幸なことだということで、実際、七飯町の育英基金を借りている学生、この人方の実態、生活実態といえますか、そういったようなものを把握しているのかどうか。そして、例えば、これは貸し付けが4月だとか何とかと条例にはうたっていないですね。ですから、申し出があればいつでも貸し付けが可能なのかどうか。それから、貸し付けの増額、2万5,000円以内とか、1万円以内、高校、専門学校等、大学等でそれぞれ決まっていますけれども、これらの増額、あるいは変換に向かったの据え置き期間の延長というのは、卒業してからたしか1年だったと思うのですけれども、それから償還が始まるということで、それを延ばすことができないのかどうか。それから、本当に困っている人には、償還猶予、あるいは償還の減免、こういったようなものは実際に教育委員会で議論されたのかどうか、これに

ついてもちょっとお話をさせていただきたいと思います。

それから、これは最後になった中での考え方を聞きたいと思いますので、2回目の質問についてはこれをお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） ただいま再質問ございました内容でございますが、まず具体的にどのような場所で運動、脳トレ等やるのだというところでございますが、まずは今、七飯町内のほうで介護予防活動等している団体が51を数えてございます。そういった中で、運動サークル等も1か所で40名を超える人数のところも今いらっしゃいます。例えばやっている場所といたしましては、大中山コモンであったり、本町振興会館であったり、そのこの地区の近くの公共施設を利用してやっているところがございますが、今後、大きな人数、40名を超えるような人数のところは、今お話をしている最中なのですが、少人数で回数を分けてこなすというやり方でソーシャルディスタンスを保つという方法等と、そのこのサークルとか団体によって、やっている内容、運動とか、いろいろなものが違いますので、そのこの状況にあわせて、各団体と相談して、ベストな方法でやるという形で今実践しております。

それで、先ほど言った情報誌の配布でございますが、こちらのホームページに載せているものがA4片面で48枚になるものがございますので、実際、単位老人クラブに配る際、老人クラブの役員さんに、48ページの中から自分たちにあう内容をピックアップしていただき、それを冊子にまとめてそのこの団体に配ったりということで、柔軟に対応しているところでございます。

内容といたしましては、まず基本的な、まずコロナウイルスとは何だという、コロナウイルスの存在というのが2月の上旬には未知なるウイルスで、皆さん、やっぱり情報がなくて得体の知れないもの、報道ではすぐ死んでしまうものかもしれない、恐ろしいものだという情報であったものですから、正しいコロナウイルスの情報というのをまず基本的に載せております。

その中で、先ほど言ったフレイルにも御注意と

いうことで、健康、プレフレイル、だんだん虚弱になって、フレイル、虚弱になって、次は要介護になりますよと。どうしてこうなるのですかというプロセスも書いております。あとは、基本的な健康長寿の3本柱、栄養、運動、つながりという、先ほど説明したような内容を書いております。

あと、家の中でできるようなもの、上体起こしとか、椅子を使った運動とか、高齢者が2週間寝たきりになりますと、筋力は7か月分低下するよという基本的な情報とか、そういうのをまず基礎知識、そして、これから皆さんの配布される高齢者の方々の、元気高齢者もいれば、もう既に虚弱な方もいらっしゃるの、その中であわせてもらって、自分のできるものをピックアップしてもらってやってもらうという形の配布方法をとらせていただいております。

それで、まず今回、コロナのこういう危機で、皆さん、自粛生活をしてこういう状況になっていきますけれども、改めて町民の皆さん、高齢者に限らず、町民の皆さんが、こういう自粛生活をする、若い方でも筋力も落ちるだろうし、運動不活になると健康、心身ともに虚弱になると、これは高齢者に限らずそうなりますよという、ある種、町民の皆様に対する周知のチャンスでもあると、ピンチをチャンスに変えていかないとならないなと福祉課でも思っていますので、こういった形でいろいろな各団体に配れるところは配布して、皆さんに広く、高齢者に限らず周知してまいりたいと考えております。

次に、施設のコロナが発生した場合の対応でございますが、先ほど議員のおっしゃられたとおり、特に施設系の方については、施設から外に出るなという形で国のほうから指示が出ていますので、コロナが感染する場合には、職員の方が外部から持ち込むというパターンが考えられるということでございます。そういった意味で、職員の皆様、従業員の皆さんは非常に神経を使って、お仕事、家に帰ってから、非常に気を使いながら、24時間ずっとびっちり頑張ってきたというところでございます。本当に先ほど冒頭、感謝を申し上げたとおり、このような気持ちでいるというこ

ろでございます。

それで、施設のほうとか入所者、職員が感染した場合、どのような対応をするのだというところでございますが、こちらは2月から順次、国のほうから、施設系とか通所系、訪問系で、職員、利用者、入所者がコロナになった場合の対応というマニュアルが通知されております。こちらについても、各施設等、各事業所等に通知は転送しているところでございますが、まずは職員が感染した場合、例としまして、入所系のほう、よく集団感染とか、気になるニュースとかたくさんあるので、入所系でございますが、職員の方が感染した場合は、原則入院となりますので、そういった形で、まずは次に濃厚接触者とか感染が疑われる者というのを、まず保健所が主導で、感染者、濃厚接触者、疑われる者という形で分けるという形になります。その中で、いろいろと職員だけでなく、施設の入所者も濃厚接触者とかになりますので、そういったところ、職員については、基本、濃厚接触者とか自宅待機ですと。入所者については、感染が疑われる者の部屋、施設の空間、部屋とユニットとかで仕切れるのであれば、その疑われる者、濃厚接触者というものをある程度分けて、集めて入所させる。感染者は原則入院なので、すぐ入所者も利用者もみんな病院が原則であるという流れでございます。

その中で、保健所の指示に従いまして、町も現場の職員、施設の方々と協力しながら、入所系はあれですけれども、通所系の人とかのパターンもあるので、そういう方も電話等で、自宅待機されている高齢者の方、そういう方に電話等で、保健所からも直接毎朝、体温何度ですかとか、多分電話が来ると思うのですけれども、そのほかに何か心配事ありませんかとか、保健所の対応プラスアルファで町のほうも対応しながらやっていると。あとは施設のほうも、職員が自宅待機になったら施設の基準が満たされなくて、運営とか困ることはあると思うのですけれども、今、国のほうも、都道府県の老人福祉施設協議会等を通して協定を結んで、同じ施設系の職員、いろいろな法人があると思うのですけれども、そこに加盟している人の派遣とか、そういう制度も組み立ててい

るという現状で今聞いておりますので、そういうところも町のほうとしても情報がありましたら、施設等とかと一緒に、その協議会等に働きかけて、欠けている介護士の部分を派遣してもらったりとか、そういうところも一生懸命情報と一緒に動いていきたいと思っております。

再質問はこんな感じで、以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） それでは、答弁してまいります。

休校になりました2か月間の授業時数の取り戻しについてでございますが、現在のところ、文部科学省より、議員のおっしゃるとおり、複数年度での解消等、通知は来ておりますが、現在のところ、分散登校も、渡島管内につきましてはある程度実施できました。それから、夏休み、冬期休業の短縮、土曜授業の実施、また、運動会、遠足などの行事の中止のために、練習を行っていた時間等を授業に振りかえることによって、小学校6年生、中学校3年生につきましても、今年度につきましては標準時数をクリアできる見込みが立っておりますので、現在のところは複数年度での解消は目指しておりません。

ただ、今後、第二波、第三波が来て休校となってくれば、また検討ということになるかと思えます。

続きまして、G I G Aスクール構想の進捗状況でございますが、今回のG I G Aスクール構想の加速、変更につきましては、国のほうで4月8日付で全国に一斉に通知を出しております。よって、七飯町はもちろんそうですけれども、全国全道の小学校、中学校で、恐らく一気に導入が進むものと予想しております。中国を発端にした今回のコロナウイルスですので、中国製の部品がストップしているとかという状況は聞いておりますが、何とか早期に、目指すところは冬休みまでに何とか導入をして、導入になったからといってすぐ運用できるものとは考えておりません。今回、先生方で、学校ICT教育推進委員会というものを設置します。各学校から必ず先生を二、三名ずつ出させていただいて、学校についてムラつきがないよう授業の準備を進めてまいる所存でございます。

す。これが早いうち、できれば冬休みまでに実施できればなと考えております。

それから、育英基金の減免でございますが、4月現在で、現在64人、1,400万円ほどの貸付けを行っております。議員のおっしゃるとおり、育英基金条例には償還の猶予、また、減免規定がございます。今回のコロナウイルスにかかって、減免申請とか徴収猶予というものは実際来ておりませんが、来た場合は柔軟に対応させていただきたいと考えております。

なお、令和2年度から私立高校、大学等、高等教育の無償化が始まっておりますので、これによっても育英基金の利用者が減っているのも事実でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） まず、福祉関係のことですけれども、まず、町民に対するそういう運動、対話、こういったようなものを51団体の中からいろいろやりくりしながら対応していくというのは、これはこれで私はよろしいのではないかと思います。

ただ、やっぱり問題は施設関係ですよね。先ほど入所施設もあれば通所もある、様々な施設の中で、例えば通所の場合、感染があった場合は、通所してきた人がコロナを持ってきた場合は、感染があったということで、それであれば自宅待機になりますよね、2週間、あるいは病院に行くのか、あるいは同居している家族が濃厚接触者ということで自宅にいるという話になりますよね。そうなれば、なかなか自宅に孫がいたり何なりという話になると、そこから広がっていくという、非常に危ない問題が出てくる。これはある程度集団、クラスターみたいな形で施設の中で出た場合、そういう通所、あるいは入所でも結構なのですけれども、そういった場合は隔離をするという、そういう対応まで想定しているのかどうか。そして、もしそういう事態になった場合は、七飯町の場合、規模が大きいものですから、私が心配するのは、やはり施設の崩壊が始まるのではないかと思います。入っている人、あるいは通っている人が来なくなる、あるいはその従事

者がいなくなる、自宅待機になる。そうなった場合、全く通ってくる人もいりませんけれども、対応ができないという、こういう大変な問題が出てくる。

道あたりも、今日の新聞を見ますと、施設間で人材派遣のそういう交流をやりましょうという記事が出ていましたけれども、実際のところ、施設から逆に人を交流で出すと、こっちも手薄になるという、非常に危なっかしい状況が続いていく。そうなってしまうと、手の施しようが、私は実際、なくなるのではないかと思いますよね。

そうなった場合には、やはり私は、抗体検査を、職員というか、従業者にやらせるべきでないか。その費用、これは全額とは言いません、2分の1でも3分の1でも、やっぱりそういう最悪の場面を想定しながら、ならないのが一番ですけれども、なった場合を想定して、抗体検査をして、町も積極的にその支援に参加しながら、やっぱり抗体を持っている職員が本当にいるのか、誰もいないのかによって対策が全く変わってくるわけですよ、その施設、施設で。

そういうことを考えると、やはり事業所だけの責任でやるのではなくて、やはり町内の町民が入るわけですから、当然、町としても抗体検査、PCRとかそういうあれではないですけれども、抗体検査をして、その職員が抗体を持っているのか持っていないのか、持っているとするれば、万が一の場合、そういう人が、絶対移らないという保証はないのですけれども、そういう人がある程度対応しながら急場をしりぬける、対応策を練るといような、そういう幅を持った対応ができるはずなのですよね。したがって、私は、それは町もある程度支援をしていく、そういう姿勢が必要ではないかと思うのですよね。それに対しての考えをまずお聞きしたいと思います。

それから、教育に関しては、先ほど七飯町の対応の仕方、いろいろ夏休みの問題、冬休みの問題だとか、研修だとか、いろいろありましたけれども、この2か月間で本当に小6、中3、それに限らないとは思いますが、標準時間、これが満たされるのか。満たされるという説明があったから、そうなのでしょうけれども、実際、それで

満たされるからいいのでしょうか、何かちょっと冷たいなというか、もう少し幅を持った時間数の確保というのが私は必要でないのかなと。そこら辺は説明あると思うのですけれども、そこら辺、本当に標準時間、あれしているというのだという、そうではなくて、もっと幅の温かい教育対応というのかな、2か月も孤立していたわけですから、友達とずっと会えなくて寂しいとか、学校へ行っても何となくおもしろくない、給食を食べても何か離れていて味気ないとかというのは記事に出ていましたけれども、そういう意味で、もう少し温かみのある教育というか、そういうものがあるのかどうか、それをちょっとお聞きしたい。

それから、GIGAスクール授業の、これ、導入してからどうするのだという、それが見えてこないのですよね、実際のところ。ただ国の補助事業でついで、それから、ではという話ではなくて、今、この時期に、第二波、第三波が来るかもしれない、そうなったら、また学校が休みになる。そうなったときには、また遅れていくわけですよ。だから、これからないよというなら分かるのですよ。だけれども、そこら辺、何とも言えないですから、導入する前から、想定だとか、いろいろなそういうものを、あるいはDVDでも何でもいいですけども、教材の配付をして、借りたい人は借りてとか、何かそういう次から次に対するスピード感がある対応というか学習指導、こういったようなものを取り組むことができないのか。

何か今の説明ですと、導入してからいろいろ、そうすると年を越してという話になってしまうと、その間に第二波、第三波が来たら全くお手上げなのですね。高いお金でせつかく子供たちに1人パソコンを与えても、オンライン授業をやりましようと言っている、なかなかその効果というか、そういうものが、いずれ出るからいいのだからなくて、やはり今、この未曾有の事態だからこそ、速やかに学習、そういったようなものをきちっと子供たちに与えるというか、そういう学習の機会を保証していくというか、そういうものが必要ではないのかなと。先生の準備委員会をやり

ましたけれども、これもやはりもっと早め早めに対応、具体的にどういう対応を話し合いをしようとしているのか、それをちょっと参考までにお話をいただきたいと思います。

それから、育英基金については、64人の1,400万円だということで、特にそれについて償還も始まっているし、特に増額してもらいたいとか、そういうものは来ていないというのですけれども、もう少し本当に大丈夫なのだろうかという、そこら辺の探る道筋がないのか、術がないのか、そこら辺ももう1回ちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長(木下 敏) 福祉課長。

○福祉課長(村山徳收) 再質問の抗体検査の支援ということでございますが、今、議員のほうから、抗体検査ということで、私のほうもその部分の観点がちょっと正直、欠如していたものですから、ちょっと今、すごく考えさせられる問題だなと思っております。

現状、介護職員の皆さん、一生懸命頑張っているしやるということもあり、また、今、人手不足という観点もありますので、そういったところで、PCR検査ではなく抗体検査はどうだという質問だったものですから、効果的な方法を私どもも検討しながら、今、第二波、第三波に備えて、ちょっと積極的にいろいろ研究させていただき、対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 民生部長。

○民生部長(杉原 太) 議員が心配しているとおおり、第二波、第三波が起こった場合につきましては、札幌市内の福祉施設でも対応したように、その地域の統括する保健所と地元が協力して、現地対策本部などを設けて、その職員の抗体検査だとか、そういうものを対応していくものと考えております。

現在、渡島保健所とも、先週、御相談してきたわけですが、今現在、札幌市内で道庁がホテルだとか予備に確保しているとおおり、函館市内にもそういうものを準備できないかということで、今、動き出したというふう聞いております。

そういう部分を含めて、もし万が一、第二波、第三波の場合につきましては、渡島保健所と、現地、七飯町として、合同でといいますか、一緒に対策本部などをつくりながら、抗体検査も進めていけるように話し合っていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） まず、幅を持った時数、標準指数のクリアについてでございますが、現在、試算によりまして、行事の削減や分散登校の実施、また、中学生、中体連の中止、見学旅行の振りかえや学校行事の縮小、学活の時間を授業への振りかえ等で、標準時数ぎりぎりに想定はしておりません。標準時数よりも、学校、学年によりますけれども、多少余裕を持って、標準時数をクリアした上でもさらに追加で10時間から20時間の余剰時間を確保できるものと考えております。学校におきましても、先ほどの修学旅行等、学校祭、何とか授業が全てではございません。学校行事、やれることは何とかやれる方向に、いろいろな方向を探りながら検討しているところでございます。議員のおっしゃるとおり、新聞にも載っておりましたが、きつきつで授業、授業、長い休校期間を経て、児童生徒のストレスになっていると思いますので、何とかこなせる行事はやりながら、やれる方法を探って、やれる範囲の中で実施していければと考えております。

続きまして、GIGAスクール構想の導入の道筋でございます。最終的には、一部の高校、それから、この辺でいうと附属中学校が実施しておりますオンラインの対面式の、皆さんもやったかと思っておりますけれども、オンライン会議、対面で、先生がビデオカメラに向かって話をして授業を行って、子供たちがそれを聞いて答えるという対面式の授業を最終的にできるように持っていきたいと考えております。

先ほど答弁申し上げましたとおり、何とか冬休みまでにやれる体制をとって進めていきたいと考えております。実際に4月に附属中学校より講師の先生をお招きして、学校の先生方の前でオンラ

イン授業のデモンストレーションをやっていただいて、どういう形になるのかというものを学校現場のほうでは押さえております。

今回の長期休校中におきましても、各中学校におきましては、千歳科学技術大学で提供しておりますeラーニングというインターネット上の学習サイトを活用して勉強させていただいたところでございます。それに輪をかけてオンライン式の授業ができるところまで持っていきたいと考えております。

続きまして、奨学金、育英基金の返済についてですが、どうしてもこの辺にいる子ばかりでございますので、その辺はホームページ等で減免制度の告知等を上げていければと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） まず、福祉の関係ですけれども、渡島保健所のほうといろいろ協議しながら、それはそのとおりでと思うのですけれども、やはり今回、それぞれの市町村が、やっぱり積極的に一步踏み込んで、新型コロナに立ち向かうということを考えれば、特に七飯町の場合は、高齢者が非常に多いということを考えると、基礎疾患があれば重篤化になる、そういうことを考えると、やはりしっかりとガードを固めるためにも、私はやっぱり抗体検査、これをして、従事者がどのぐらい抗体を持っていて、どのぐらい対応できるのか、こういったようなものをやはり積極的に取り組んでいくことが、町の責任とは言いませぬけれども、町のあるべき姿ではないのかと。これは最終的には命にかかわる大きな問題でありますので、そこら辺、十分に考えながら答えを出して、確かに渡島保健所と協議するのも大事でございますけれども、こういう問題につきましては、やはり町単独で、町の内部の資料としてしっかり持ちながら対応していくということだと私は思うのですよね。そういう意味では、やはり積極的にこういう抗体検査をし、そして情報を得て、しっかりと対応していくという体制づくりが必要でないかと思うのですけれども、そこら辺、ひとつもう一度考え方をお願いしたいと思います。

それから、GIGAスクールの授業でございま

すけれども、どういう科目を、4月に来ているいろいろな話を聞いたり何なりしているようでございますけれども、具体的にどういう科目をどのぐらいの時間でという、学級の中を想定してやるのか、どういう形でどういうふうにするのか、全然想像がつかないものですから、特に3教科とか5教科だとか、いやいや全部やるよとか、こういうイメージもないものですから、もう少しかみ砕いた説明をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 質問中ですので、私語をお慎みください。

民生部長。

○民生部長（杉原 太） 抗体検査の部分につきましては、先ほど私のほうで答弁したのが、第二波、第三波で感染症が発生して、クラスターなどが出た場合の緊急的な対応ということで、議員がおっしゃっている部分は、疑いがある、症状が出ていない人もいますので、そういう施設に関しては、もしできるのであれば、そういう抗体検査を行えるのであれば行ったほうがいいのではないかということに関して、その部分については十分私も検討させていただきたいというふうにして、今後どう対応するか、前向きに考えていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） G I G Aスクール構想による遠隔授業についてでございますが、休校措置に伴う遠隔授業であれば、体育とかは無理かもしれませんが、基本的に小学校5教科、中学校9教科、全ての授業に関してやれるものはやっていきたいと考えております。文部科学省で示されております標準授業時間につきましても、各教科ごとに分かれておりますので、それをクリアできるように、全部できる科目は全てやっていきたいと考えております。ただ、通常の学級のように、1学級について1人先生が必要ではなくなりますので、各学年で1人、オンラインで授業をやるのか、学校ということにはなりませんので、各学年で誰か代表の先生がオンライン授業を配信して、それを各生徒が自宅で受けるという形になる想定でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） 何点か御答弁をさせていただきたいと思います。

まず最初の再質問で、作品展示ということでおっしゃいましたけれども、正確には作品展示等ということで、「等」が入っております。ここにこだわるのは、基本的には今までのような学習発表会だとか学芸会だとか学校祭は、これは難しいです、できませんよと、密状態になりますので。ただ、子供たちが発表する場面については、これは学習上、非常に効果があることなので、何かやっぱり学校としてはやりたいし、やってほしいということで、これをホームページにアップした段階では、それ以上のことを言える状況ではなかったもので、作品展示、余韻を持たせて「等」ということを表現をさせていただきました。ただ、ここは、今の段階ですと、合唱につきましても、一方向を向いて距離感を保てばやってもいいですよということにも変わってきていますので、少し発表の内容については、作品展示から、もう少し子供たちのふだんの取り組みが見せられるような状況になっていくのかなと。ただ、学校規模によっては、それが保護者が入れるのか、子供たちだけになるのかというのは、それはいろいろあると思いますけれども、いずれにしても、「等」がついているということで訂正をしたいというふうに思います。

それから、宿泊研修についても、これは日帰りだけではなくて、延期、もしくは日帰りということ。延期で宿泊ができるかどうかというのは、まだ今の状況でも非常に難しい状態ですけれども、ただ、これも子供たちの指導上、非常に効果のあることなので、何とかそこは模索をしていきたいということで、日帰りに全て決めたという考え方はまだとっておりません。

それから、G I G Aなのですけれども、これ、田村議員のおっしゃっているイメージが湧かないというのは、私自身も含めて、まだ多くの方々からイメージがわからないのだと思います。これはこれから取り組みをしながらイメージをつくっていく、そのために先生方に委員会をつくっていただ

いて、具体的な議論をしていただいている。その、道南で言えば先駆的な役割をしているのが附属なものですから、附属の先生に来ていただいて、いろいろな紹介をさせていただいているということなので、それは全てにおいて附属のやり方がうちでできるかどうかというのは、これは違うと思います。やっぱり学校の規模だとかいろいろなことがありますので、それらを勉強しながら、タブレットがそろった段階ではスタートラインにつけて、さあやれるぞという状況には持っていきたいと。

ただ、これは休校になったときだけではなくて、日常的にも1人に1台タブレットが当たりますから、日常的にも使うという形になります。だから日常的に使いこなせないで、ことが起こったときに、家庭で使えるかといえば、そういうふうになりませんので、やはり日常的にしっかりと子供たちにタブレットになじんでいただく。今は1人に1台、全く当たっていませんので、それを1人に1台与えることによって大きな進歩を遂げるのだらうと思います。その進歩の延長線上に、家庭におけるオンライン学習というのがあると思いますので、その辺は、これは大きなお金をかけるわけですから、しっかりと子供たちに学力がつくような状況の使い方をしていきたい。そういう意味では、議員の皆さん方が、いろいろなやり方が分からないとかイメージが湧かないというようなことがあると思います。その辺については、これからは機会があるたびに御説明をして、理解を得ながらやっていきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいなと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 先ほどの答弁の中で、抗体検査の関係ですけれども、これは全員というのはどういう意味で言われたか分からないですけれども、私が言いたかったのは、その施設、施設の従事者の全員という意味ですから。というのは何かというと、やはり総体的に考えると、そういうことをすることによって、その施設の崩壊を招かない対応ができるのではないかと。そういう意味で、

入っている人だとか通所してくるという、そういう方ではなくて、そこで働く人の抗体検査をしつかりやるのがやっぱり必要でないですかということですので、そこら辺、もう一度、認識のほうをお願いしたいと思います。

それから、丁寧な御説明がありましたけれども、単純にお答え願いたいのは、今、GIGAの説明の中で、自宅で子供たちが、いつ、いつというのは時です。土、日だとか、晚、6時からとか、それは自由に使えるように子供たちを指導するという話なのか、そこら辺、ちょっと私も理解できないのですけれども、要するに1人1台のパソコンを子供たちに渡した場合に、自宅で子供たちがいつやるのか。これは子供たちの自由意思でできるのか、あるいは決まった時間にやるのか、そののところだけちょっと教えてください。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） 抗体検査につきましては、次にそういうことが起きないように、事前に施設の事業に対してできるようにということで、前向きに検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） GIGAスクールに伴うパソコン、タブレットの導入についてでございますが、基本的には、最初は学校備品としての取り扱いになりますので、学校の授業中にそれを使っていろいろ授業をやっていただくと。それを自宅に持って帰ることは、基本的に何も無い状態では想定してございません。ただ、万が一、コロナに係る休校等が出た場合には、学校備品ですので、それを児童生徒に貸与して、自宅に持って帰っていただくと。通常の学校の授業で慣れ親しんで使えるようになっていただいた上で、休校中の家庭での授業を想定しております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 最後に町長にちょっとお伺いしたいと思いますけれども、今、ニュースなどで出ておりますけれども、ネットなどにおける誹謗中傷の問題であります。このコロナの問題でも、医療関係者、介護施設、あるいは福祉施設、



こういった従事者、あるいはスーパー、こういうところで働いている人方は、やはり感染させたらということで、今いろいろと対応策はしていますが、やはり人と人との接触の中で、やはりいろいろなそういう話が聞こえてきます。そして、私も誹謗中傷を受けましたし、無言電話だとか、あるいは電話で一方向的に言われて切られるとか、そういったような問題がありまして、私自身も非常に心に傷がつかますし、まして家族、そしてこれから恐れられているのは、子供たちに万が一感染した場合の、こういう誹謗中傷等、こういったものをさせない、ましてや町民に対してそういう誹謗中傷の加害者にならない、こういう啓発運動といいますか、広報等でやはり誹謗中傷すべきでないとか、あるいは誹謗中傷は町民にさせないとか、そういう何か強い町としての考え方がお持ちでないかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） コロナの関係は、収束したわけではありません。まだ北海道内にコロナウイルスはたくさんおります。ですから、いつ自分になるか分からないのです。ですから、この誹謗中傷している方々も、明日は我が身なのです、実は。ですから、そういったことも含めて、明日は我が身なのだぞということも含めて、決してこの誹謗中傷をしないような、そういうメッセージを私のほうから、ホームページなのか、あるいはいろいろな形で発信をして、七飯町においてはそういう社会にならないような、そういうことをしっかりやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○5番（田村敏郎） 終わります。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

横田有一議員。

○1番（横田有一） それでは、1問、質問させていただきます。

新型コロナウイルスによる町の経済対策について。

中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降に新型コロナウイルス肺炎の発生が報告され、中国を中心に世界各国に拡散した。

中国の旧正月には日本各地に中国人が訪れている中、他人事のようにクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の状況をテレビ越しに見ていた人たちは、さっぽろ雪まつりを契機に全道に感染を広げ、2月28日には北海道独自の緊急事態宣言が発令された。

また、4月16日には全国に緊急事態宣言が出され、緊急事態宣言は解除されたが、北海道は安全宣言ができる数値には至っていない。すみません、これは質問を出した当時のことでありますので。

町では、基幹産業である農業、観光業を初めとする各産業が大きな痛手を受けている。最悪の場合には、倒産する企業が多数出る状況であり、対策をどのようにしようと考えているのか、町長の所見を伺いたい。

1、町は第1次、第2次、第3次産業の経済状況をどのようにとらえているのか。また、それに対する具体的な対策について。

2、町内事業者の金融機関への借入れに対する保証補給金や利子補給の総額はどのぐらいか。

3、今後、町内事業者向けの助成金に対する町独自の上乗せ額は考えているのか。

4、町内事業者（補助対象になった飲食店を除く。）に対する町単独の助成は考えているのか。

①地域公共交通事業者に対する助成額は。

②医療・介護施設に対する助成額は。

③花卉の農業者に対する助成額は。

④観光業者に対する助成額は。

よろしく申し上げます。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） 1点目の、町は第1次、第2次、第3次産業の経済状況をどのように

とらえているのか、また、それに対する具体的対策についてですが、北海道においては、2月28日に独自の緊急事態宣言を発出し、外出自粛などを道民にお願いをし、3月19日に終了いたしました。

国においては、特別措置法に基づき、4月7日に東京など7都府県に緊急事態宣言が発出され、同法に基づき、知事から休業要請や外出自粛などをお願い、4月16日に北海道を含む全国に拡大され、5月4日に、宣言期間満了日を5月31日まで延長することが発出されました。

その後、国内の感染状況や医療体制などにより、国の対策本部の決定に基づき、5月25日に全国で宣言を解除しております。

このように長い期間、感染拡大防止のため、休業要請や外出自粛をお願いしたことにより、国内の経済状況は、特に観光業や飲食業などにおいて経営悪化が発生しております。

町としては、全ての業種とはなりません、町内の状況把握のため、担当職員による個別訪問や、関係団体等から現状についての聞き取りなどを実施し、情報収集に努めております。

情報収集により、農業関係では、卒業式や入学式などの年度末及び年度初めのイベントの開催規模縮小や開催中止により、花卉の3月から5月において消費需要が大きく減少したこと、また、ある製造業においては、物産展などの催事の中止による販路の縮小、観光業及び飲食業では、休業要請や外出自粛により、食材の在庫が発生するなど、厳しい状況となっていると捉えております。

これらに対する具体的対策については、国及び北海道の対策に注視しつつ検討してまいりましたが、国は雇用の維持と事業の継続を優先させる資金繰り支援、雇用調整助成金及び持続化給付金などの制度を創設。

北海道が非常事態宣言により特別措置法に基づき休業要請等に協力する事業者の方に対し、休業協力感染リスク低減支援金、経営持続化臨時特別支援金制度を創設いたしました。

町としては、北海道の休業協力、感染リスク軽減支援金が一律30万円の給付となるよう、北海道の制度への上乗せや、北海道の支援金の対象と

ならない酒類のほうを提供しなかった飲食店へ30万円を支援する休業要請等協力支援金の創設、商工工業経営安定資金融資保証料補助金及び商工業経営安定資金融資利子補給制度の拡充対策についての予算を5月1日の第2回臨時会で議決をいただき、現在、申請及び支給事務の対応に努めております。

このほかに、国の制度ではありますが、国民1人へ10万円給付される特別定額給付金事業や、子育て世帯への臨時特別給付金の事務対応、国の制度ではありますが、資金繰りの支援、雇用調整助成金及び持続化給付金などに関する問い合わせについても対応してまいります。

今後は、今定例会に提案しております七飯町一般会計補正予算（第4号）に、福祉施設、医療機関、子育て施設などへの支援、町内経済を早急に回復するための一つの対策として、七飯町クーポン券発行事業などを計上させていただいておりますが、今後も引き続きこれまでの支援金等の対象となっていない方への支援のあり方や、収束後の経済活動の回復のための支援などについて、国の2次補正が閣議決定されたことから、その内容を踏まえながら、早急に対応してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） それでは、私のほうから御答弁させていただきます。

2点目の、町内事業者の金融機関への借入れに対する保証補給金や利子補給の総額はどのくらいかでございますが、令和2年2月28日に発表された北海道の緊急事態宣言以降から現在までの融資件数は13件、融資額にいたしまして4,170万円となっており、保証料補給額は76万4,786円となっております。また、利子補給額につきましては、毎年度、上期と下期に利子補給を実施しており、支払い利息の実績に基づき補給していることから、今後、上期分として、令和2年4月から9月までの支払い利息の実績に基づき補給することで対応してまいります。

また、国による資金繰り支援の強化に伴い、利

用が急増しているセーフティネット保証につきましては、町内事業者の円滑な資金調達を後押しするため、迅速に対応することとしており、市町村認定書の即日発行に努めているところでございます。

3点目の、今後、町内事業者向けの助成金に対す。町単独の上乗せ額は考えているのかでございしますが、令和2年4月17日に北海道が決定した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための北海道における緊急事態措置によります北海道の休業要請等に協力する事業者への休業協力感染リスク低減支援金の支給にあわせまして、令和2年第2回臨時会にて、七飯町独自の支援金と北海道の支援金とで一律30万円となるように一般会計補正予算を可決いただきまして、七飯町休業要請等協力支援金の支給を実施しているところでございます。七飯町独自の支援金につきましては、休業要請等の期間を5月15日金曜日までとしておりまして、翌週の21日に1回目の支給を行い、現在まで37件、合計1,110万円の支給決定を行っております。

北海道の支援金の対象となっている事業者につきましては、町への新たな申請を不要とし、北海道から支給データが届き次第、一律30万円となるよう支給決定を行ってまいります。

国におきましては、第2次補正予算案を閣議決定し、新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた企業に対し、資金繰り支援の強化、店舗等の家賃支払いへの家賃支援給付金、雇用の維持を支援する雇用調整助成金の上限の引き上げ、感染症第二波などに備えた医療体制の強化を盛り込んでおり、こういった国や北海道の対策とともに、七飯町が実施すべき対策を適時適切に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

4点目の、町内事業者に対する町単独の助成は考えているのかですが、④観光業者に対する助成枠につきましては、3点目で御答弁申し上げましたのと同様に、国の第2次補正予算案が閣議決定されておりますので、七飯町が実施すべき対策を適時適切に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、このたびの第2回定例会に提案されております令和2年度一般会計補正予算第4号で計上しております七飯町クーポン券発行事業費は、消費の喚起、下支えにより、町民の皆様の御協力を得て町内の経済を活性化する事業であり、町内事業者を支援するものでありますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 4点目の、町内事業者（補助対象になった飲食店を除く）に対する町単独の助成の考えについてですが、①の地域公共交通事業者に対する助成額はとのことについてお答えいたします。

政府は、緊急事態宣言発出の中、生活や企業活動に支障が出ないように、交通機関に運行の継続を要請しておりましたが、外出自粛で通勤通学や日常生活の足としての利用が減り、収入が激減しており、地域の公共交通事業者が厳しい経営環境にあることは承知してございます。

現在、地域公共交通事業者に対する助成額といたしましては、国の第1次地方創生臨時交付金を活用し、1事業者当たり5万円のアップル商品券による慰労と感染予防継続への支援と、疲弊しつつある町内経済回復を目指すところでございます。引き続き町全体のバランスを考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 4点目の②医療施設に対する助成額についてでございますが、今回の事態を受けまして、患者数減少の影響を受けている医療機関等もあろうかと思っております。前年度に比べて大きく売り上げが減少した事業者のための持続化給付金は、医療機関に対しても対象となっておりますが、町独自の医療機関への助成については、今後も事態の長期化を注視しつつ、全町的に対象事業者等に対する支援内容及び支援額等のバランスも考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） 4点目の、町内事業者（補助対象になった飲食店を除く）に対する町単独助成の考えについての②の医療・介護施設等に対する助成額はのうち、介護施設に対する助成額についてお答えいたします。

政府の緊急事態宣言発出以前から、町民の生活支援のため、介護施設の運営は継続されておりましたが、令和2年2月28日の北海道の緊急事態宣言から令和2年5月25日の政府の緊急事態宣言解除までの間、介護保険サービスの利用者が自粛などにより利用しなかった実人員は175名、その利用者が少なくとも1週間は利用するとした場合、2月から5月までは17週であることから、延べ2,975名がサービスを利用されていないと勘案されます。

それに連動し、令和2年2月から3月分までの介護保険給付費を緊急事態宣言直前の令和2年1月分と対比した増減割合の推移でございますが、居宅介護サービス費、2月、マイナス5.9%、3月、マイナス2.8%。介護予防サービス費、2月、プラス2.0%、3月、マイナス2.6%。地域密着型サービス費、2月、マイナス3.3%、3月、プラス0.4%。介護予防日常生活支援総合事業、訪問型、2月、プラス9.7%、3月、プラス8%。介護予防日常生活支援総合事業、通所型、2月、プラス10.4%、3月、マイナス20.1%となっております。特に要支援の方が利用する3月分の介護予防日常生活支援総合事業の通所型の給付費がマイナス20.1%と大きく減少しております。給付費が大きく減少している月は、利用者の多くが自粛し始めた2月28日の緊急事態発出直後の3月分であり、4月、5月分の給付額はまだ確定しておりませんが、減少していると推察されます。介護施設は、町民の生活上、必要不可欠なものであることから、今後の給付額等を注視し、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（田中正彦） アルストロメリアを主力とする花卉農家につきましては、緊急事態宣言による冠婚葬祭の縮小や自粛、卒業式及び入

学式等の慶事の取りやめ、花屋の営業自粛及び不要不急の外出自粛要請等による消費機運の低迷、このことにより、消費需要が減少し、市場取り引き価格の下落につながったこと、航空機の減便により本州市場への輸送手段を失ったことにより、出荷先を分散できず、市場が道内に限られたこと、このことから、道内市場における商品の飽和状態が起こり、市場取り引き価格の下落につながったこと、市場価格の低下を防ぐため、下等級品商品の刈り取り、廃棄等により生産調整、出荷停止を行ったこと、例年になく少雪暖冬ではあったが、例年どおり暖房用燃油価格は高どまりで推移したこと、これらのことから、アルストロメリアが主力生産の花卉農家における影響につきましては、農協取扱高対前年比のデータになりますと、数量は増大しているものの、金額については低い状況となっております。

このことから、花卉農家への支援策等については、国の2次補正、地方創生臨時交付金の活用等について、また、町内全体のバランスを考慮、関係機関と協議しながら、収入保険への加入を勧めながら、適時適切に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 経済状況については、まさしくそのとおりでないかと思うし、それに対する具体的対策というのが思ったほどなされていないのではないかなというふうに思っていますので、その点、おのおの、2番、3番、4番のところでは質問させていただきたいなというふうに思っています。

2番、3番、4番、適当に重なっていますので、そこのところだけ御了解してください。

今、各北海道の自治体とかでいろいろな上乘せをやっている事業とかがありますよね。例えば七飯町より、一番北海道で大きい町村であります音更では、中小企業者等事業継続支援給付金というのがあって、1法人に対して30万円、それから、個人事業者に対して20万円というのがあって、令和2年の4月から9月の間で、連続2か月が前年対比の20%以上の減または連続する2か

月の売り上げの平均が令和2年の1月から3月のいずれかの売り上げより20%以上上がった場合、この30万円を出す。

町のほうのそういうのを今話を聞いていても、国のやったものに対して出したというのがあるのですけれども、本当に独自のものをやっていたというものが余り見えない。音更町でこう対応して、七飯町と縁の深い、例えば四国の三木町さん、やはり雇用維持支援助成金事業ということで、雇用調整助成金の代理業務をやってくれる業者、例えば函館の社労士会とかというのがあるのですけれども、そういうところに委託すれば10万円出しますよと。結局今、七飯町の現在の事業者というのは、皆さん売り上げが落ちているということは確かなので、やはりそういうものをいただいて、いかに生きのびていく、そしてコロナが解決したときに頑張れるというふうなものにしていくということは、やっぱりそういう休業保障というものをもらいながらやっていかなければなかなか厳しい。三木町さんでは10万円、函館市では40万円出すのですよね。七飯町はそういう事業をやっているかという、ないですよね。やはり今、この時期というのは、このやつが6月30日に1回切れるのですよ。9月30日まで延びました。うちの同僚議員にもっと詳しい人がいるのですけれども、延びましたよというふうな形で今やっている。やっぱりそういうものを使って、やっぱり1社でも倒産の会社が出ないようにする。それというのは、やはりふだんから皆さんは税金を払っていただいて、それでこうやって皆さんだっやってやっている、そういうわけであるので、ぜひそういうものをお願いいただけるのかどうかというのがまず1点。

隣まちの北斗市、国の助成金に対して上乗せをしますよと。最大限で決定額の8分の1または18分の1を掛けた数字で、限度額としては100万円まで出しますよと。やっぱりそういうふうに企業を大事にしていくというふうな姿勢が見えている。少なくとも七飯町にも大きな事業者がたくさんあるのですけれども、そういうものを、なかなかやっていただけないというふうに見えるのだけれども、それにかわるものがあるのだった

らひとつ出していただきたいなというふうに思います。

新聞でも出ていましたけれども、一番大きいのは、高齢者へのタクシーの利用券、そういうのがあって、初乗りを無料にするということで、1所帯10万円というふうにして、これははっきり言ってタクシー業者は大変ゆるくない。それをどうやって救ってあげるのかということをやったならば、こういうのと組み合わせしていけばいいのではないかということで、多分これというのは出てきたのではないかというふうに思います。

それから、医療福祉機関で、やはり今、マスクが不足しています。マスクも不足している、それから防護服もない、顔面のホルダーとか、そういうものが全然ないのですよ。そういうものに対する医療福祉施設に対するものはやってくれているのかというのがちょっと見えないので、その辺、あるのでしたらひとつ出していただきたいなと。

中には、中札内、帯広のほうですけれども、なかなかマスクが手に入らないからと、早いときにもう既にマスクの1箱50枚入りを1,000円で買って下さいよというふうな、そういう整理券を出している、そういうものもあります。

そういうのをやはりやっていくということによって、業者も安全面で毎日利用者とか、コロナと疑われる人たちに対して対応して行って、大変ストレスがたまっている中でやっているのだから、そういうものをやはりきちっとそういうものにならないように、やはりそういう設備がきちっとできているのかどうかというのをちょっとお願いしたいなというふうに思います。

それから、中には持続化給付金に対して5万円アップしている。自分のところで自治体で5万円上乗せしてつけているというところもあります。そういうふうな独自のそういう上乗せというものをやっていくというところもあるし、国、北海道にあわせながらやっていく。

七飯町としては、今まであったのは、飲食店の30万円の件しか見えない。そういうものに対して、やっぱり地元の企業さんが元気になれるようにしていただきたいと思います。元気になれるというより、まずは倒産が1件でもないようにしていた

だきたいなというのがあって、その辺、どういふふうに考えているのか、お願いしたいと思いません。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 今の再質問につきまして御答弁をさせていただきます。

まず1点、こちらは先週届きました情報なのですが、国で、いわゆる厚生労働省で行っております雇用調整助成金につきましては、これの申請における社会保険労務士に対する補助などがほかの自治体で行われている例があるということでした。

そこで、ちょうど国のほうでも、雇用調整助成金の使い勝手、それから拡充も含めまして対応をしたところございまして、雇用調整助成金の申請手続の支援のために、申請書類の大幅な簡素化の実施と、併せまして、社会保険労務士の資格を有するアドバイザーが要請のあった事業所へ訪問等による個別対応も含めて申請手続の支援を実施していくということに現在なっております。一応このようなどころもお問い合わせ等に対しましては御案内をさせていただいて、国のこういった制度の利用も促していきたいと考えてございます。

そのほかに、町の独自の給付金等、そういったものは考えていないのかというような中身でございました。現在、本定例会に御提案申し上げている部分、先ほども御答弁申し上げましたとおり、商工観光課所管分につきましては、七飯町のクーポン券発行事業費、こちらのほうを御提案させていただいているところでございます。

このほかにも、先ほど御答弁申し上げましたが、国、それから北海道のほう、こういったところの実施する事業も確認しながら、七飯町独自の給付等、そういった制度の設計につきましても進めてまいりたいと考えてございます。

今回の定例会の提案が七飯町のコロナ対策の全てではなくて、その都度、スピード感を持って、様々な支援を事業化してまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 私のほうから、北斗市の例を出されまして、高齢者のタクシー利用券のことがございましたので、そちらのほうを答弁させていただきたいと思えます。

まず、タクシー事業における収入等の冷え込みといえますか、そういった状況を考えますと、3月までには1割程度の収入というところで押さえておりました。それが、緊急事態発出後には約6割から7割に収入が落ちてしまったというような統計といえますか、そういった調査もいただいております。タクシー事業者等、バスもそうなのですがけれども、収入状況としてはなかなか厳しいというところは承知してございました。近隣の状況を見ますと、高齢者の足を確保するというところでタクシーチケットを配布するというようなことも聞いてございます。七飯町におきましては、タクシーチケットというのは、実際はちょっと経済状況を回すためにはちょっと時間がかかるというのもございますので、そういった部分も含めながら、もっと効果的なものを今後考えていく必要があるということで、商工観光課と同様に、今後の経済状況がすぐ回復できるような仕組みを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 医療機関等への生理用品の現状として配布、そういうことをこれまで、やっぱりこの情勢の中で、マスク自体が国内からなかなか手に入りづらいという状況が長きにわたって続いたものですから、これにつきましては、各医療機関の在庫状況等、定期的に調査させていただいて、その残数をもとに、不足する枚数を町の防災のほうでストックしているマスクがございまして、それを8,000枚、保健センターのほうにお預かりをさせていただいて、急遽、お配りした経緯がございまして。また、これについては、子育て関係施設も継続要請の対象となっておりましたので、併せてその8,000枚の中で配布をさせていただきました。

また、今回の補正の中で、マスク3万枚とアルコール消毒液100本、そして電子体温計など、今後の二波、三波に備えたり衛生用品を確保して

まいりたいということで提案させていただいておりますので、これは介護施設だとか小中学校、医療機関、消防、その他のところに不足となる施設に対してお配りをする予定で考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） 介護施設等に対する防護服等でございますが、先ほど子育て健康支援課長が答えたとおり、今回の補正の中で提案させていただいている各種相談支援窓口開設事業ということで、マスク3万枚、消毒100本、電子体温計35本、防護服50組等の中に入っていると。その中で、今、子育て支援課長のほうでも、介護施設、小中学校、子育て関連施設、医療機関、消防などに提供するための確保する予算をつけさせていただいたというところで答弁させていただいているので、私どもも、この予算の中で、もし防護服等、必要な施設があれば、民生部の中で協力して執行していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） ちょっと最後のほうに話された介護、医療のほうの関係なのですけども、これ、実際に配るマスクというのはサージカルマスクということなのですか。そういうのでないと全然効き目が無いということで、医療の方々が皆さんそういうのを使っているのですけれども、そういうものを購入してお分けするというものなのか。

それから、ガウンとかゴーグルだとか使い捨てのゴム手袋とか、そういうものがあるのだけでも、そういうのがほとんど今、手に入らないですよ。そういうものについてはどういうふうにしているのか。

それからまた、同じく消毒用のエタノール、これも手に入らないのですけれども、おたくち、何か手に入る方法をお持ちしているのか。これ、例えば用意しますよといっても、今年の秋なのか来年の春なのか分からないようなものなのだったらどういう意味もないから、それはそれなりにそ

ういうルートを持ってそういう話をしているのか。

それから、先ほどの地域公共交通に対して、5万円くれますよと。これは現金ということでいいのかなということ。

それから、それというのは、地域公共交通ということは、少なくとも、今、一般的に言われているそういう方々に対するものか、それから、例えば町内での業者というのは何社あって、個人タクシーは何台あって、バス事業者というのは何件ぐらいあるのか、これも5万円というのは現金ということかということ。

それから、町がする利息の補填とか補償金とか、これは1,000万円というのがたしか限度だと思っていたのですけれども、それは1,000万円でもいいのかどうか、もう1回、ちょっと教えてください。

それから、もう終わったのですけれども、まだ申請は残っていると思うのですけれども、今現在で医療関係の30万円の七飯町の単費に対する助成金は、申請はどのぐらい出たのかということのを教えていただきたいなど。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 私のほうから、商工業の利子補給関係の限度額の件で御説明をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、七飯町商工業経営安定資金融資制度につきましては、1事業所につきまして、運転資金として500万円まで、設備資金として500万円まで、合計1,000万円を限度額として融資をする制度でございます。冒頭答弁の中で御説明いたしました4,170万円の融資額というのは、令和2年2月28日の北海道の緊急事態宣言以降、現在までの融資の件数につきまして13件、それぞれ限度額の範囲の中で融資を実行しておりまして、これの融資を実行した決定金額が4,170万円という御説明でございます。

それから、町の支援金、休業要請等協力支援金の関係でございますが、こちらは北海道と七飯町の制度をあわせて一律30万円という制度を設計

してございます。ただし、現在のところ、当初、北海道の支給決定データにつきましては、その決定データをもって、七飯町が30万円に至るまでの金額を支給するという制度でございますが、北海道からまだそのデータが到達してございませんので、七飯町独自の部分の件数のみになりますが、こちらは現在までで37件、それぞれ30万円ですので、1,110万円を支給決定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 私のほうからは、公共交通事業者に対します5万円の部分の支援について答弁させていただきたいと思っております。

この支援につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下において、社会システムを維持するために、必要な公共交通事業者に対しまして、地域の生活を守るため、日常的に感染リスクの高い密閉空間における業務を続けてこられたことを慰労し、そして、併せて感染予防対策への取り組みを支援するためということの目的で実施するものでございます。

事業者につきましては、道路運送法に定めます一般乗り合い旅客自動車運送事業、いわゆる乗り合いのバスでございますけれども、法人で1社になってございます。そして、一般乗用旅客自動車運送事業が対象になりますが、タクシー事業者でございまして、法人が社、そして個人タクシーが2者となっております。そのほかに、福祉タクシーを営む法人が1社、個人が3者、全て合わせますと10者が対象というところで考えてございます。こちらは、給付に当たりますと、1事業者当たり5万円としてございますが、アップル商品券を活用しまして、地域の経済を回すというところで努めていきたいというふうに思っております。今定例会に補正予算を上程してございます。予算がもし可決いたしましたら、速やかに実施してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） マスク等の

種類、そして消毒液等、防護服の確保についてでございますけれども、まず、先ほど答弁させていただいた今後の備えとしてのマスク3万枚、この中に医療機関への配付分ということも考慮しながら、その種類を、ある程度医療機関用、一般用というふうな区分けをしていながら、その辺の発注を行っていきいたいというふうに考えております。

また、消毒液、防護服、なかなか今の時点でも確かに手に入ることが難しい状況です。納期限も定かに分からない中で、とりあえずはほとんどセリ状態になっていまして、各業者も、今、今日中にストックしなければ、なかなか次の納期が定まらない、なかなか手に入らないだとか、そういうちょっと御案内がある中で、町としては、町内の取り引き可能な事業者随時情報提供いただきながら、一遍にたくさんの枚数、数量確保というのはなかなか難しいものですから、その辺は事業者可能な限りの数を教えていただいた中で発注するような、そういう方向性で今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 今回のマスクの関係というのは、実際にもものは入らないですよと言っているのだったら、皆さんそれなりに、例えば今やっている介護施設なり医療機関なりというのは自分で、函館でなくて札幌とか東京が本社とかというところと皆さんお付き合いしているのだから、そういうところが手に入らないよと言っているのですから、町内業者のところにも頼んでも、ほとんど無理ではないかと思うのですよね。それだったら、むしろ反対にそういうのは現金でおわけして、ものでなくて現金で渡したほうが僕は皆さん助かるのではないかと思うのですよね。それなりのルートを持ってやっていってくれる。それだったら、もうもらったときはコロナは終わってしまったよなどというときにももらっても意味がないのではないかと思うので、その辺、どういうふうに考えるのかということをお願いしたいと思っております。

それから、飲食店の30万円の短期の部分で37件、今やりましたよと。最初予定したのはどの



ぐらいあるというふう考えているのか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど最後のほうに、課長、何かもにやもにやと言ったので、僕、よく聞き取れなかったのですけれども、聞こえたのは、タクシー会社が3件でバスが2件、あと5件とか何件というのはちょっと聞こえないので、もう1回そのところを教えていただきたいと思うし、それから、北海道は今回、これで30万円出すのですよね。例えばバス、タクシーとか、そういう地域公共交通に対して。これ、二、三日前に分かった話なのですけれども、函館市は、事業者に対して30万円、個人者に対して10万円、七飯町は何で渡すのですかと聞いたときに、まだ回答をいただいているのですけれども、現金なのかどうかというのは、個人さんと、確かに七飯の業者さんは小さいかもしれないけれども、それだってやはり1台、2台とわけが違うのですから、そのところ、どうなのかなと思うのですよ。そういうところがあるだろうし、介護タクシーだって、私が押さえている数字は2社なのですよね。だからそのところの数字がちょっと違うのでないかと思うので、少なくともそういうものというのはやはりきちっとした数字を押さえながら予算を組んでいかなければいけないし、余りましたからよかったねというようなわけにいかない。

今、こういう時期だから、いろいろなものに対していろいろなものを助成なり何なりしていかなければ駄目だよというふうになっているので、そのところをどういうふうに考えているのか、再度お願いしたいと思うし、先ほどの1,000万円のやつ、運営関係に対して500万円、設備に500万円というふうに言っていたのですけれども、これで足りるのですかねと思うのですよね、それなりの。それで足りるところもある。でも、それでまだ足りないところというのはたくさんあると思うのですよね。だから、これはやはりコロナなのだから、町側に本当に1件の落後者もなく、倒産がなく過ごせるというようにするには、これでいいのかということをちょっともう1回教えていただきたいと思います。

それから、花卉の栽培の話、ちょっと忘れてい

たのですけれども、今、本当に、先ほど課長が言ったように、遠くに持っていけない、それから、結婚式だとかそういうお祝い事も少ない、この前は母の日だといってもそういうものやられていないよと聞いて、かなり値段が下がってきている。これは全国的にそうなのですよ、花卉というのは。これからのやつというのは、これから植えていくものは生産調整できるから、そんなに値段は下がらない。でも、これからでなくて、この時期までにできて、植える前にできているもの、もう植えてしまったものに対しては、やはり農家さんだって大変な話だと僕は思うのですよね。そこのところをどういうふうに、農家の場合の補助金、助成金というのはいろいろあるのですけれども、例えば経営継続補助金というのがあります、そういうのでしたら、従業員20名以下のところだったら補助率4分の3、共同申請でやれば1,000万円、個人、20人以下だったら100万円とか、それから低額でやる、50万円とか、共同申請で500万円とか、こういうのがあるのですよね。何か農家さんに対しても、もうつくったのだから、あなたたちがやったのだからどうだよと、先ほど陳情書か何かが上がってきたのを見せていただきましたけれども、かなりゆるくない。そういうものに対してどういうふうに時間をあけないで、お金がなくならないようにやっていくというにはどうしたらいいのかというのはどういうふうに考えているのか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それから、観光業者に対して、本当に大沼なんてインバウンドのお客さんが多かった。インバウンドなんて、日本的に見ると、国内で見ると、99.9%の減だというふうになっていますよね。その中で、そういうお客さんが来なくなった中で、本当に空気を運んでいるのではないかというふうにある人が言っていましたけれども、本当にきれいな大沼だよというふうな発言をする人もいる。それほど人が来ていないという中を、それをクーポンでやるのかどうかよく分からないのですけれども、観光業者に対する考え方というのが、かなりの数が減っているという中で、それから、そこに行きたいというふうな流れにならないよとい

うのが、例えばありますよね。例えば駐車場代とかが、6月一杯までは無料だよというふうになっていると聞いていましたけれども、やはり大沼に行くと、1時間いようが何時間いようがとられてしまうよねというふうな、だから大沼というのは、団子を食べ、ジャンボ焼きそばを食べるとかといって、さっと帰ってしまう、それこそ2時間観光というふうに言われてしまう。やっぱりそういうところを、例えばそのクーポンを使って、本当に行きたいというふうにするにはどうしたらいいのかというのは、どうも町と地元の協会との間にギャップがあるような気がするのですよね。そういうものに対してどういうふうにして埋めていくのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 私のほうからは、今、御質問の最後の観光業への対応、それともう1点、融資制度の関係で御説明をさせていただきたいと思います。

まず、融資制度のほうなのですが、実は冒頭の答弁の際に御説明しましたとおり、国において2次の補正予算が閣議決定されて、現在、大変資金繰りの支援も非常に強化されているところでございます。例えば都道府県に対しましても、都道府県の融資制度の利用の際に、利子補給や信用保証料の補給というものが適用されてきております。

そういった中で、七飯町は当初から500万円を限度額として定めております。これはいわゆる資本額、出資の総額が1,000万円以下だとか、そういった小規模の事業所さんを手当するための融資制度を七飯町として持っております。この考え方に基きまして、これ以上の大きな金額の融資を希望される場合は、現在、七飯町同等、もしくはそれよりも有利な条件で国や都道府県の融資制度を活用することができるようになってまいりました。ただし、それほどの資金は要らないけれども、500万円以上必要だよといったときに、先般、据え置き期間の6か月から1年以内ということで改正をさせていただきまして、こういった使い勝手の面で皆様の御理解をいただき

まして、使い勝手を拡充してまいりました。

ということで、今ある国が行っている融資制度等と七飯町の融資制度、それぞれの利点を生かして融資を受けると言った選択肢もできてまいりました。このような中で、現状、七飯町といたしましては、このまま中小の事業者さんの支援ということも鑑みまして、当面の間、500万円で進んでまいりたいと考えているところでございます。

ただし、コロナウイルスの影響のいかんによりましては、これで不十分だという判断になるかもしれません。その際には、直ちに御提案申し上げて、拡充に努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

観光の関係です。今御指摘のありましたとおりでございます。特にコロナウイルスが前年の12月ごろ、中国で発生をしたと。それから、ちょうど冬の七飯町の観光におきまして、特に中国、こういったところからいらっしゃる方々の影響というのは非常に大きいところがございます。特に冬期間の観光につきましては、インバウンドの方々によって支えられていると言っても過言ではございません。宿泊者数につきましても、年間を通して4割がインバウンドというような状況でございます。お客様が2月28日、北海道の緊急事態宣言、これを契機に大変外出自粛が浸透しまして、大沼の観光業は大変なことになりました。バスが1台もない、人影もないというような状況でございます。ただし、例えば先週末とか、天気にも恵まれて、多少の人手が見込まれてきたところではございますが、まだまだ本来の姿ではないと思っております。

特に今回御提案申し上げますクーポン券事業、これにつきましては、七飯町内の町民の皆様にごこのクーポン券を利用していただいて、大沼、それから本町、大中山地区、それぞれぐるっと回っていただいて、経済を加速させていただきたい、そういった思いで提案をさせていただいている事業でございます。当然、地元としましても、せっかくのクーポン券事業ですので、これに対して、例えば割り引きをするよだとか、緊急で輸送手段を準備するとか、そういったことも案として考えられるところでございますので、そういった

ところにつきましては、地元のコンベンション協会にいろいろお話をさせていただいて、よりよい事業成果になりますように努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

ちょっと前後しましたが、七飯町の融資制度の融資件数の当初の見込みは、当初予算に計上分が新規10件。(発言する者あり)

すみません、支援金ですね。申し訳ございません。休業等支援金は、当初、こちらのほうで営業許可証等が発行されている七飯町の事業者を保健所のデータに基づきまして拾いました。そして、これに対して、そこに掲載されていないところもあろうかということで、その件数におおむね15%掛けたものを件数として計上してございます。よって、こちらのほうは203件分計上させていただいております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長(岩上 剛) マスクの件についてでございますけれども、なかなか今、入手困難な状況の中で、配布、町のほうからするよりも、現金支給したほうがいいのではという御提案もございまして、これについては、まず各施設の継続要請を受けている事業所をまず最優先に考えまして、これについては町独自の持続化の上乗せだとか、そういうことでの支援の内容として検討していければなど、これは今後ちょっと課題として考えさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 政策推進課長。

○政策推進課長(中村雄司) 私のほうからは、交通事業者に対する支援の部分について回答させていただきたいと思います。

まず、タクシー事業者さんと交通事業者さん等の数でございますけれども、バス会社さんが1者、法人でございます。そして、タクシーの法人の会社が3社でございます。個人タクシーを営む方がお二方いらっしゃいます。そして、福祉タクシーでございますが、法人が1社です。個人が3名となっております。合計10でございます

が、こちらは函館運輸支局のほうに確認しまして、道路運送法に基づくそれぞれの許認可を得ている数を運輸支局から確認をさせていただいたところでございます。この部分で予算等を考えているというところでございます。

続いて、事業に対する現金給付なのかアップル商品券なのかというところでございますけれども、収支の不足を補うものであれば現金給付というような形になるのかなというふうに思っております。そして、函館市の事例等ございました。函館市であれば、法人は30万円、個人については10万円ということのお話でございますけれども、やはり七飯町といたしましては、交通事業者だけではございません。他の業種もございまして、町内の全体のバランスを考慮しながら検討を加えていくというところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 福祉課長。

○福祉課長(村山徳收) 介護施設等のマスク等のものがございますが、議員御質問にあったとおり、マスクなど、現状、地元ではなかなか入手できないという状況でございますので、今後、先ほど来から国の2次補正云々、あとは持続化給付金プラスアルファ、いろいろな選択肢があるとは思っておりますけれども、町役場、各課のバランスをとりながら、そういうマスク等の支援も現金で給付できるかどうかも含めて、今後、積極的に対応していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長(木下 敏) 副町長。

○副町長(宮田 東) それでは私のほうから、全体的な話としてお答えさせていただきたいと思っております。

横田議員おっしゃるとおり、コロナが出てから、北海道においては約3か月間、かなり自粛の関係だとか、休業要請だとかいうような形で、経済的なものはかなりひっ迫している状態で、かなり売り上げも減少してきている、利用者も減ってきているというような形で、大きな打撃を受けていると。これは経済に携わっているお店だけではなくて、今、何回か出ていきましたが、医療機関に

についてもそうでしょうし、介護事業者についてもそうだと思います。そのあたり、全体の七飯町のバランスを見ながら、町としては対策を講じてまいりたいなど。

今回の定例会においては、補正予算として計上させていただきました。この今計上したものについては、国からの支援の部分については、1次的な形のものの支援の金額と、それとあわせて単独の部分と上乘せして補正を組まさせていただきます。

先ほど答弁にもありましたけれども、今度、第2次の地方創生の関係が国からまいります。その金額がまだ確定してございません。それが確定次第、経済部長も答弁いたしましたけれども、広くというのは、今の段階についてはある程度限定されたものですが、七飯町全体にいろいろな事業主、個人の方も含めて、かなり影響が多種にわたった職種にわたっておりますので、その辺を見直ししながら、バランスよく、国からいただく地方創生の分の給付金を利用させていただきたいなど。その検討を入れまして、できるだけ早い時期に、もう1回、臨時会の開催をお願いして、補正を組みたいという考え方で今現在進んでいるということです。そのときには、当然、売り上げが減ってきている部分だとか、そういう部分について、当然、考慮に入れて、今回支援したからそれで終わりということではなくて、トータルとして、全体としてのバランスを見ながら対策を講じてまいりたいと思っておりますので、それについては御理解いただきたい。

ちょっと今のところの段階で、今の部分しか答えられませんけれども、その先もあるのだというようなことで、ひとつ御理解をお願いしたいなど。その前段としては、また議員の皆様にも情報提供させていただきながら、御意見をいただきながら、いいものといいましょうか、七飯町としていいものにしていきたいなどというような形の中で支援してまいりたいという考え方をしておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（田中正彦） 花卉のカーネー

ションを主力生産、花卉農家につきましては、緊急事態宣言により、消費需要の動向が鈍化したことに鑑み、無理な暖房等を控え、出荷時期をなるべく先延ばしするべく方策を実施しております。このことから、5月29日の出荷初日より、共選施設取り扱ひ量については前年より少なく推移しているとのことであります。

いずれにしても、七飯町花卉の主力種でありますカーネーションについては、7月ないし8月をピークとしており、トラックによる本州市場への出荷も可能となります。また、緊急事態宣言解除による国民の消費意欲の回復も見込まれますが、これからの消費動向等を注意し、支援策等については国の2次補正、地方創生臨時交付金の活用等について、また、町内全体のバランスを考慮、関係機関と協議しながら、収入保険への加入を勧めながら、適時適切に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） このコロナウイルスというのは、これで終わるというわけでないと思うのですよね。今、東京も18日で自粛解除になる、実際にはステージ3だとか何とか、僕はよく分からないのですけれども、そういうふうになる。だから東京なんか、僕も出張するよと言ったら、帰ってくるのだったら、2週間、家に帰ってこないでホテルにいなさいよというふうに言われた。それほどやっぱり今、東京というのは、今、東京の人とかが、今度お盆のころになったらまたこっちに来たりする。札幌も同じですけども、そういう大都市圏からの人たちが動いてくるということになると、今まで全然関係なかったよというこの七飯町だってどうなるか分からない。もうどこからクラスターが発生してどうなったなどというのはなかなか追いかけていけないよというのが出てくる。秋になれば、インフルエンザとかいろいろ出てくるから、それと混合してしまっ、何なのかというのがはっきり分からなくなって、それだけいろいろなことが起こり得るということになれば、また経済がどんと落ちると思いますよね。経済が落ちるのだから、そのときのためにどう

やって対策をとっておくのか、予防しておくのか、リスクをいかに少なくするかということを考えていかなければまずいのではないかなと思うのですよ。それと同時に、準備をきちっとしておくということ。

だから、先ほど言ったように、今、医療機関とか福祉のところで、実際には本当にそこで働いている人たちが、さっき田村議員が最後に質問していましたけれども、いろいろなことを言われて、いろいろなことで本当に家にも帰れないというような状態が続いている人だってたくさんいるのですよね。そういうのを、やはり地域で守っていかなくてはならないと思うので、そのためにも、不足しているものを町は町でちゃんと用意してあげることが大事でないかなというふうに思っています。

最後に、町長、今のところの決意をひとつお願いしたいと思います。

**○議長（木下 敏）** 町長。

**○町長（中宮安一）** 先ほど副町長のほうから、臨時議会も開催した中でという話も出ました。今、国会のほうでも、2次補正ということで議論をしていただいて、6月17日が会期末でありますので、それまでには決定していくという情報があります。まだ内示的なものも来ておりませんが、想定する部分では、今回の1兆円の国の補正の中では、当町のほうには1億4,000万円ほどの額で示されております。それが2兆円ありますから、単純に2億8,000万円の補助金が来るのかという、これは単純にはいかならないと思いますけれども、いろいろな感染者数だとか、そういうことでの割り当てもあるようであります。しかし、それなりの額は私は来るというふうに思っております。

それで、先ほど横田議員のほうから、国に付随したり道に付随したりして、町独自のというのがないのではないかなということで、それは今回の議会の補正予算の中でも4,800万円くらいですか、町の単独費を見ておりますし、私は今も管理職のほうに指示しているのは、この国の2次補正に向けて、2次補正の中で想定した補助金の中で、しっかり見合うものを用意しておきなさいと

いうことを指示しておりますし、そして、国の対象から外れるもの、そういったところにも、私はやはりきちんと町として、倒産を1件もなくするのだという、議員がおっしゃっている、そういう思いの中で、ぜひ町のお金として、そういうお金をしっかり配布しながら、企業の方を守っていききたいなというふうに思っております。

それとあわせて、観光の関係でありますけれども、議員おっしゃったとおり、インバウンドに随分大沼のほうには来ていただいておりますけれども、これは、私はある意味、2年くらいは極めて難しいのだろうなというふうに思っています。ですから、観光のあり方も変えなければ駄目なのです。インバウンドではなくて、やはり地元の人にたくさん来ていただくという、そういうことも、これは政策としてやっていかなければならない。そしてそれを観光事業者と一緒に、ではどういう手立てを打っていくのかということをしっかりつくって、これからの臨時議会に間に合うのかどうか、そういったこともしっかりやりながらやっていきたい。

それと、先ほどインフルエンザの話も出ました。私のほうは、これからの話ですけれども、実は本来であれば、コロナのワクチンがあれば接種すればいいわけでありまして、まだワクチン接種というのはいかならない状況であります。そして、インフルエンザのワクチンはあるのです。ですから、症状が似ているのですよ。インフルエンザとコロナウイルスの感染したときの症状が似ていますので、どちらなのか分からない状況があるかというふうに思います。ですから、あるお医者さんのお話を聞けば、そのために先にインフルエンザの予防接種をしておく、この方は予防接種しているからインフルではないなと、そういう、100%ではないにしても、一定程度の目安がつくのではないかと。だからこの方はコロナのほうに疑いが強いぞと、そういう状況も含めて、これから来たるべく対応、先ほど言った、これから夏休みになるとやはり首都圏のほうからもらっちゃいます。そういった状況を考えますと、そういうことをしっかりやらないと、この七飯町で爆発的にコロナ感染者が出るということ

になりますので、ぜひ私のほうもしっかりやっ  
ていきますけれども、議員の先生方にもぜひこう  
いうことがあればいいよ、これがいいよという、  
そういう案がございましたら、私どものほうにお  
知恵を貸していただければ大変ありがたいとい  
うふうに思いますので、よろしくお願いを申し  
上げます。

以上でございます。

○1番(横田有一) 終わります。

○議長(木下 敏) これをもちまして、横田有  
一議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開  
いたします。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

川村主税議員。

○13番(川村主税) それでは、通告に従い、  
3問、質問させていただきます。

まず1問目、学校再開後の授業カリキュラムの  
対応について。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、町  
内の小中学校が休校になっていたが、6月1日  
より授業再開に伴い、授業計画の内容と、今後、  
休校になった場合について、どのように対応す  
るのか伺いたい。

1点目、学習指導要領に基づく授業時間数は  
確保できているのか。

2点目、今後、休校になった場合の対応につ  
いてはどのように考えているのか。

3点目、昨年、一般質問でも行ったタブレッ  
ト等の通信整備については、現在どのような状  
況なのか、お願いいたします。

○議長(木下 敏) 学校教育課長。

○学校教育課長(北村公志) それでは、1点  
目の授業時数の確保について答弁させていた  
だきます。

今年度、4月6日に入学式、始業式を行い、  
令和2年度の学校生活が始まった中、4月18日

から、国の緊急事態宣言の拡大により休校期  
間に入りましたので、新学期開始以来、子供  
たちは、入学式、始業式を含め、4月は10  
日ほどしか授業を行えませんでした。5月  
も8日に中学校のみ、18日からは小学  
校も含め、全校が分散登校を行ったもの、  
学習指導要領に基づく授業時数につきま  
しては、現在のところ追いついていない状  
況でございます。

今後、運動会などの学校行事の中止など  
に加え、練習を予定していた時数を授業  
時数に回すなどの対応に加え、夏期休業  
で9日間、冬期休業8日間の短縮を行  
った上で、それでも不足が見込まれる  
学年などは土曜授業を行うなどの対応  
をして、授業時数を確保してまいります。

2点目の、今後、休校になった場合につ  
いて、でございますが、学校での感染  
症対策を十分に行った上で、6月1日  
から学校を再開したところでございま  
すので、再度の休校は避けたいところ  
ですが、やむを得ず休校になった場合、  
今回の休校期間のように、分散登校  
などを可能な限り実施し、極力学習  
の遅れのないよう対応してまいり  
ます。

3点目の、タブレット等の通信整備につ  
いてでございますが、このたびの  
コロナウイルスに係る全国的な休校  
措置の長期化に伴い、国のGIGA  
スクール構想が変更になり、当初、  
令和2年から令和5年の4年間で  
整備する予定であった計画が、  
令和2年度単年度で全児童生徒へ  
端末を整備する計画となったため、  
本定例会において、全児童生徒、  
職員へのパソコンの購入費用及び  
遠隔授業用の備品など1億1,449  
万8,000円を計上させていただ  
き、今後、再度長期の休校が  
発生した場合に備え、学校のICT  
環境の整備を図るところでござ  
います。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 川村主税議員。

○13番(川村主税) それでは、再質問  
のほうをさせていただきます。先ほど  
同僚議員の中でも幾つかかぶる  
質問がございまして、その中で、  
ちょっと確認したいことがあ  
ったのですけれども、先ほど  
学習指導要領時間数、ある程度  
10時間から20時間程度確保  
しているという話も出て

いたのですけれども、これからまた新型コロナウイルス感染の再発とか、先ほど町長の回答にもありますインフルエンザとなった場合に、特にインフルエンザは時期的に1月、2月、今年もやっぱり1月、2月に学級閉鎖が何クラスかあったと思うのですけれども、今の段階であれば、ある程度、先に余裕があるので、こういうのをできれば避けたいのですけれども、削って、授業に回すということはできると思うのですけれども、年度末、1月、2月になった場合、3月になると、6年生、中学生においては卒業、そういうのもありますので、そうなった場合、どのように対応するか、その辺をまずお聞かせください。

現在、小学校、中学校もそうなのでしょうけれども、授業中の3密、密閉、密集、密接、ソーシャルディスタンス、現在、この議場でも、議員も間隔をあけたりついたてを立てたり、理事者のほうも間隔をあけて対応をとっていますけれども、学校の教室等ではどのように対策をとられているか、それがまず2点目。

今回、6月から始まったときに、私、てっきり時間差で1年生から6年生までが通学する、もしくは午前、午後、そういった形で分けるのかなと思って見ていましたら、1年生から6年生まで一緒、同じ時間帯に通学して授業を受けているという状況なのですけれども、その辺について、例えば小学校単位、例えば七重小学校はこういうことでやっているよ、大中山小学校はこういうことでやっている、学校ごとでそういう授業のカリキュラムの組み立てができるものなのか、七飯町として、こういうことで各学校やりなさいよというふうにしているのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

タブレットの関係なのですけれども、先ほどいろいろ聞いてはいたのですけれども、1、2月ぐらいに何とかタブレットも全職員、全児童に用意したいという話が出ていましたけれども、タブレットを使用する際、もし休校になって、御家庭にタブレットを持っていってもらって授業をやる場合、家庭内の通信環境というのかな、今、携帯がありますので、Wi-Fiとか、そういったものはあるとは思いますが

も、家庭によってはそういう環境がない御家庭も多分いると思うので、それについての事前に調査というのかアンケートというのか、そういったものを実施する必要がないのかと、小学校の高学年、また、中学生の生徒であれば、例えば1人で御家庭でそういった日中授業をタブレットを使ってやるというのは可能だと思うのですけれども、実際問題、1年生とか3年生の低学年の子が、両親が仕事でいない、おばあちゃん、おじいちゃんがいればいいのですけれども、そういう環境の状態のときに、果たしてそういう通信の授業ができるかどうか、ちょっとその辺、どのように考えているか、ちょっとお聞かせください。4点ぐらいかな。お願いいたします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） 今後のインフルエンザ、第二波、第三波も含めて、長期的な臨時の休校とか、もちろん想定されますので、3月になって、3月の年度末までに埋めるという考えではなくて、ある程度2学期の中ぐらいで、ある程度授業時数に余裕を持った形で進めていけるようなカリキュラムの組み方をしておりますので、万が一、第二波、第三波で1か月、2か月となればまた話は変わってきますけれども、インフルエンザの1週間の休校等くらいでしたら何とか対応できるような余裕を持ったカリキュラムの編成で授業を組んでいきたいと思っております。

また、各学校の3密に対する対応ですけれども、文部科学省より示されております学校における衛生管理マニュアルに基づきまして、各学校、それぞれ基本的には同じ指針でやっております。ただ、学校の規模にもよりますので、小規模校であれば隣の人と1メートル、2メートル、十分な距離はとれるところがございますが、七重小学校、七飯中学校、大規模校になりますと、1メートルというのはとれませんので、マニュアルにも示されておりますとおり、可能な限り距離をとって、マスク着用、せきエチケットの徹底、朝の検温等、マニュアルに沿った形で授業を行っているところです。もちろん授業の内容につきましても、お互いに意見を活発に交わし合うというような授業はどうしても避けざるを得ない状況となっ

ております。

続きまして、学校ごとのカリキュラムですけれども、教育委員会として統一して全学校同じようにという指示は出しておりません。ただ、もちろん最低的な標準時数のクリアであったり、学校行事の実行中止検討であったり、基本的なところは委員会で指示を出しておりますが、学校によってカリキュラムの組み方は異なっております。複式学級等もありますので、全学校で一致してというのは無理かと思われまます。

それから、タブレットについてでございます。ネット環境の、小学校の低学年とかも含めて、全部の学校ではございませんが、今回、中学校で、eラーニングと先ほど答弁申し上げましたとおり、インターネットを使った学習を行うに当たり、各家庭のインターネット状況の調査を、簡単なものですが、やらせていただきました。七重小学校でアンケートの結果は、95%の家庭が家庭にWi-Fi環境も整っているとの返答をいただきました。残り5%の部分につきましては、学校のパソコンルームであったり、文化センターであったり、フリーWi-Fiが整っている施設がございますので、そちらのほうで対応していければと考えております。

以上でございます

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 再々質問ですけれども、先ほどのアンケートの関係で、95%がWi-Fiの環境があるで、5%が現在ないということなのでしょうけれども、そうなった場合、例えばタブレットにつける移動式のWi-Fiというのでしょうか、当然、月々の契約料は多分かかるのでしょうか、そういったものでも対応は可能なのかなと思うのですけれども、あと、ちょっと確認で、例えばさっき4点目に質問している、高学年以上、また中学生は、御家庭でそういうのは可能ですけれども、低学年、例えば1年生のお子さんが1人で自宅でそういった授業を受けられるかということ、多分無理だと思うので、そういう部分についての対応、御家庭のお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんが一緒におられれば、そういうことも可能なのかなと思うのです

けれども、そうなったケースの場合、どうするのか、ちょっとその1点。

あと、1年生、4月に入ってから、実質、4月は何回も通っていないかと思うのですけれども、保護者のほうでも、やっぱり今、自分のお子さんがどういう状態で学校で授業を受けているのか、先生の言うことを聞いているものなのか、そういった状況を皆さんやっぱり心配しているのですよね。そういう中で、できる範囲の中で、今、授業参観なり見学等が、今まだすぐにはできないと思うのですけれども、そういう状況を、例えば今、YouTube、また、携帯のそういったソーシャルワーカーを使って、御家庭の携帯のほうで見られるような、授業風景をとって御家庭でも見られるような、そういった環境の部分ができないものか。当然、今、タブレットのほうこそれば、多分そういったのも可能なのかなと思うのですけれども、それまで、いつ親御さんたちが学校の中を見られるかどうか分からないので、そういった部分に対応できるかどうか、その2点、ちょっとお願いいたします。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） さっきちょっと漏れたやつもお答えします。

登校時の関係なのですけれども、これは学校ごとに、例えば大中山中学校であれば、10分ずつずらして登校させたりして、密の状態を避けています。あとは、七重小学校であれば、今まで校長先生が校門の前にいたのです。だけれども、密を避けるために、玄関で子供たちを迎えて、そこで密を避けるような状況でやっています。大中山小学校につきましては、子供たちに対して登校時間を遅くしてくれと。これは門を開ける時間の前にたくさんの子供が来て、玄関の前でたむろしてしまうのですよ。だから、それぞれの学校で工夫しながらこれは対応しております。

もう一つ、小学校の低学年が、これはタブレット以前の話なのですよね。要するにそういうことができない子供が1人であること自体がどうなのだろうか。普通考えれば、そういう両親ともいないのであれば、学童に本当は行っているはずなのですよね。休校になったとしても、今までの



例から言えば、学童が国の方針として開けさせますから、そういう対応をしてきていまして、学童に行けば、学童でタブレットを対応できるという形になりますので。ただ、そういうお子さんがゼロかどうかといったときに、ゼロだとは言いきれませんので、もしいたとしたときには、それは個別対応で、そのときに、御両親の方と、保護者の方と学校と相談して、どうしたらいいかという対応をしていただくということしか、一般論としてはなかなか答えにくい内容だなというふうに思っています。

それと、1年生、心配だと思えます。4月6日に入学したときに、その前にも幼稚園とかで休校のあった子供たち、行っていない子供たちが家にずっといたものですから、赤ちゃん帰りしてしまっていて、入学式の次の日に、保護者の方と一緒に来るのですけれども、なかなか校門から向こうに行けないという、泣いているお子さんが結構いたというお話も聞いています。この4月、今回も若干そういう子供がいたのですけれども、今はもうみんな元気に登校しているということでお話を聞いています。

ただ、保護者がもし心配なのであれば、学校としてYou Tubeにやるという手間を、今、先生方をお願いするのではなくて、基本的には学校に余り行ってほしくないです、今の状況は。であれば、担任の先生に電話をして様子を聞いてほしいのです。担任の先生はきちんと教えてくれます、そこは。どうしても心配だったら、ここはマスクをして消毒をして見てもらうということは可能だと思いますけれども、それを一律に教室の風景をYou Tubeでということは、今、先生方が非常に大変な思いをしています。

なぜかといったら、休んだ期間を、勉強の問題もありますけれども、子供たちの心のケアも含めて、今、授業の中でやっているわけです。それにプラスアルファでその負担をお願いするということは、保護者の立場になったときには見たいというのはよくわかりますけれども、でも子供たちが学校の中で健やかに育つためには、先生方にある程度ゆとりを与えなければいけない。ゆとりを与えた中で、子供たちの一人一人の変化が分かる

わけですから、そういう意味では、そこにYou Tube、あるいは状況が分かるようにというところの手間をやらせるのではなくて、そこは保護者がぜひ連絡するなりというところでやっていただければなというふうに、学校のほうには、そういう電話が来たときにはきちんと対応するようにお願いしますということは教育委員会のほうとしてしっかりと、きょう、御意見があったということは伝えたいと思いますので、ぜひそういうことで理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） 議員のおっしゃるいわゆるポケットWi-Fi、LTEの関係ですが、国の方で補助があるような動きはございます。ただ、端末機械の導入につきましては国のほうで一部助成するという話がありますが、毎月の通信料につきましては、どこが負担するのは、端的に言うと保護者負担ということになるかと思えます。それをやって、保護者が導入するかどうかも含めて分かりませんので、現在のところはフリーWi-Fiの施設、文化センターと、密にならない状態で、5%の数が学校のパソコンルーム、例えば文化センターの大ホール、小ホール等で対応は可能かと思えますので、今のところLTE、ポケットWi-Fiの導入は考えてございません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） それでは、2問目にいきます。学校再開後の学校給食の対応について。

学校再開後、どのように事業計画の中で学校給食を配給していくのかについて伺いたい。

また、学校給食センターの新型コロナウイルスの感染防止対策についても伺いたい。

1点目、現在、学校給食の扱いに関しては、どのような指導、通達が来ているのか。また、指導マニュアル等はあるのか。

2点目、学校給食センターの新型コロナウイルスの感染防止対策について。

3点目、今後新たに感染拡大防止のために休校となった場合の学校給食センターの対応について

て、3点、お願いいたします。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） 1点目の、現在、学校給食の扱いに関してはどのような指導、通達が来ているのか、また、指導マニュアル等はあるのかについてでございますが、まず、4月からの学校再開に当たり、国及び北海道より、学校再開ガイドラインなど、留意事項の通知が来ております。

学校給食に関する項目といたしまして、学校給食衛生管理基準の徹底を図り、児童生徒への適切な衛生管理の指導や、配食を行う者の健康状態の確認をするなどの指導事項が記載されており、現在も継続して対応しております。

また、指導マニュアル等についてですが、学校におきましては、コロナウイルスへの対応が加わった日常の給食指導の要領例が示されているほか、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルである学校の新しい生活様式が新たに作成されていますので、それに基づき、給食当番の健康管理や児童生徒全員の食事前後の手洗いの徹底、飛沫を飛ばさないような配席にするなどの対策を各学校で実施しております。

学校給食センターにおきましては、衛生管理といたしまして、文部科学省による学校給食衛生管理基準のほか、北海道教育委員会の学校給食衛生管理マニュアルなど、既存のマニュアルを活用し、手洗い、消毒等の対応をしております。

2点目の、学校給食センターの新型コロナウイルス感染防止対策についてでございますが、学校給食においては、1点目でお答えしたとおり、衛生管理基準がございますので、それらに沿って、被服の着替えや手指の消毒等を実施しており、ウイルス類を含む汚染源を除去し、また、新たに付着させない措置をとっているほか、新たな措置としては、通常実施している出勤者の体調確認項目に、検温、せきの有無、倦怠感が加わっております。

また、現時点で食品を介しての感染事例は全国で報告されておりませんが、学校給食センターで調理するものにつきましては、念入りな洗浄はもとより、果物等を除き、全ての食材を加熱して提

供しております。中心温度75度で1分以上、二枚貝類などはそれ以上の加熱をしており、ウイルス類を死滅させる基準温度を満たしておりますので、給食の調理物による感染の恐れはないと考えております。

3点目の、今後新たに感染拡大防止のために休校となった場合の学校給食センターの対応についてでございますが、学校給食の提供をどのようにしていくのかという点からお答えさせていただきます。

現在、各学校におきましては、先月までの臨時休業によって減少した授業時数を、夏期休業、冬期休業の短縮や中止となった行事の日を利用して確保を図る予定ですが、それにより新たに授業を行うことになった日につきましては、学校の計画に応じて学校給食を提供していく予定となっておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） それでは、再質問のほうをさせていただきます。

ちょっと学校に配給するまでの過程を教えてくださいのですね。ちょっと私のほうで勘違いしていたのですけれども、指定業者のほうで、会社でつくって持ってくるのかなと思ったら、今、話を聞いたら、センターの中でつくっているような話もされたので、学校までの配食までの経緯をまず説明してください。

給食時の状況というのですか、よくテレビとかニュースで見ると、函館市、当初は加熱しない製品、パンとか牛乳とかチーズとか果物とか、そういったもので始めていたという話を見てはいたのですけれども、今、七飯町のほうでは、休校以前の普通のと通りの給食の内容で出しているものなのか。あと、実際、子供たちが給食を配るような形でみんなで給食を食べているものなのか、ちょっとその辺の詳細を教えてください。

あと、給食費の関係なのでございますけれども、今回、コロナウイルスの関係で、実際、4月、学校に行っている日数は少ないのですけれども、そうした場合の給食を食べた分だけの給食費を請求しているものなのか、年間を通しての部分で平均的に出

しているものなのか、ちょっとその辺、給食費、三千幾らだったと思いますけれども、ちょっとその辺の詳細、材料の部分だけで三千幾らかかっているものか、ちょっとその辺、詳しく教えてください。

先ほど給食センターのほうでも感染対策のいろいろな指導方法、防止の指導方法をやっているという話でしたけれども、具体的にもう一度、外部から来る時点で、当然、先ほどの検温しているという話でしたけれども、例えば配食するとき、今度学校にまた持っていく、その時点でもきちっとまた対応しているのか、ちょっとその辺も詳しく教えてください。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） それでは、再質問にお答えしてまいります。

まず、給食センターでの配送の過程ということでございますけれども、まず、パンとか米飯等、給食センターで作っていないものに関しましては、うちのほうの配送のトラックで指定された工場に行き、積み込み、学校のほうに配送をしております。給食センターで調理をするものということでございますけれども、基本的にその日の作る食材を、その日、まず受け入れをいたします。検収ということで、食材の状況ですとか、例えば袋の破れがないとか、変な汚れはないか、腐っていないかとかを確認、検収と言いますけれども、検収をいたします。検収をして、量を計り、その後、洗浄を行います。洗浄につきましては、例えば野菜類で言えば3回洗っております。肉類とかそういったものはそのまま下処理ということで、切ったりという作業を行います。こちら、そういったカットした、例えば洗った野菜とかはカットして、肉とか魚関係のカットとか下処理を行います。そこから調理のいわゆる釜とか煮炊きのほうに回します。

ちょっと申し遅れましたけれども、全て調理員のほうは衛生服を着て、帽子をかぶり、マスクをし、手袋もしております。汚れる最初の材料を受け入れるところ、いわゆる汚染区域というのですけれども、そこから調理のほう、非汚染区域のと

ころに関しては、出入りは基本的にしないような形で窓口を使って受け渡しをするような形になっております。調理を行いまして、その後、食缶に配食いたしまして、食缶に配食したものを学校ごとに、さらにコンテナに詰めます。コンテナのほうも全部前日までに熱消毒を行ったものとなっております。そのコンテナのほうにできた給食を詰めます。詰めたものをそのままコンテナごと学校給食センターのトラックのほうに積み込みをいたします。トラックのほうも前日までに全部洗浄、消毒を行っております。そちらのほうに積み込みまして、各学校に配食、お配りするというような形になっております。当然、配送するトラックの運転手等も、衛生管理項目とか体調確認、検温等も全部実施しております。

続きまして、七飯町の今の給食の状況ということで、簡易給食的なものなのか、休業前の状態なのかということでございますけれども、6月1日より、七飯町は学校のほうを再開しております。こちらのほうの給食につきましては、休業以前の給食、いわゆる通常の給食、温食、汁物、おかず、そういったもので構成されている通常の学校給食を提供させていただいております。

学校での配膳とか、子供たちが配っているのかとか、そういうお話ですけれども、基本的には、従来どおり給食当番が、子供たちが配膳しておりますが、ただ、当然、エプロンとか帽子とかマスクの着用はもとより、密にならないように、密接しないように、トングとかも使い回しをしないようにということで配膳をしております。

ただ、現在、休業前と変わっているところは、おかわりに関しては学校の先生、教員が行ってくださいという指示、通知が来ておりますので、そのようにさせていただいております。

続きまして、給食費の関係でございます。給食費につきましては、年間の提供回数というものが決まっております。保護者の方の利便性を考えまして、1年にかかる金額というのがありますけれども、それを12か月で割って、月額として定額、決まった額を請求してございます。通常の月と夏休みとか長期休み、食べた日が少ない日がありましても同じ額になっているのはそのためです。

ざいます。

今回の4月から5月にかけて、学校の臨時休業に伴い給食も停止いたしました。その分をいただかないということも検討いたしました。そうすると、今、夏休みとか冬休み、短縮し、登校日を増やすという予定となっております。そうした日に給食を出すことができない、もしくは増えた分の給食費を改めて追加でいただくことになる、そういうことを避けるため、今回、給食費は通常どおりいただくこととして、保護者の皆様にお知らせをしております。

今回、臨時休業が発生いたしましたけれども、また今後も起こる可能性というのもございます。最終的に給食費を多くいただくことがないように、そのような場合は年度末に減額調整を行って、保護者の皆様が不利益にならないように取りはからいたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

センターでの対策ということですが、基本的には非常に厳しい基準でしております。まず、出勤して、日常の体調管理、先ほどお答えしたとおり、せき、検温等加わりましたけれども、それ以外にも、発熱、下痢とか腹痛、手指の傷とか、そういったものを毎日チェックしております。そして、服も、先ほどお話ししましたとおり、マスクとか帽子を着用いたしますけれども、こちらのほうも毎日交換しております。調理場に入るときは手洗い、アルコール消毒、爪の間も磨くような形で入る、そのような形で、通常考えられる基準どおりの対策をとってございます。先ほどお話ししましたとおり、衛生区域、非衛生区域を簡単に行き来できないように、そこに入るときは1回1回着替える、トイレのときも1回脱いでから行って、また消毒してから着る、そのような対策をとって、非常に高い安全対策をとっておりますので、その辺については御安心いただけると思います。

配送につきましても、先ほどちょっとお話ししましたので、配送職員も給食従事者ということで、着替えは積み込みとかそのときにしか行っておりませんが、体調管理等は従事員と同様の項目で、せき、検温、日常の発熱とか、下痢、

腹痛、そういったものを含めて確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 給食費の金額をまたちょっと教えてくださいというのが1点と、休業中、ちょっとどういう流れになっているか分からないですけれども、例えば材料費、材料自体を購入して置いておく場合、その日、その日で材料を仕入れてやるという話だったのですけれども、例えば急遽休業になったときに、もう既に何か食材の材料を買い置きしたものの、そういったものがあつたのか、もしあつた場合、それをどういうふう処理したのか、ちょっとその辺を教えてください。その1点だけ、お願いします。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） 再質問にお答えしてまいります。

まず、給食費の金額でございますけれども、月額で、小学校3,970円、中学校4,900円となっております。小学校1年生と中学校3年生に関しましては、それぞれ小学校は給食が始まる時期が1年生は遅い関係で、中学校3年生は卒業式があるということで、小1、中3に関してはこちらの半額となっております。その他、多子軽減制度ということで、同じ世帯から町内の学校に通う2人目、3人目については、さらにその半額、3人目以降は無料というふうになってございます。

食材についてですけれども、基本的に生鮮商品というのは当日受入れることとなっております。ただ、冷凍商品ですとか調味料ですとか、そういった保存が利くものはございますので、そういったものは前日より前に入ってくる、もしくは札幌のほうから送られてくるものもありますので、保存が利くものは前日ではなく、生鮮食品が当日入っている状況です。

今回の給食の臨時休業に関しましても、やっぱり急遽決まったものですから、キャンセルがきかなかった分も発生いたしました。こちらとしては、全てなるべく早くということで食材発注業者に連絡を速やかにとりまして、大部分、キャンセルすることができましたけれども、やっぱり生鮮

食品、当日の野菜については、どうしてもキャンセルができなかったということで、こちらのほうは、心が傷むのですけれども、廃棄処分とさせていただきます。

以上です。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 3問目になります。学校再開後の行事予定、クラブ活動等についての対応について。

小中学校の再開に伴い、年間の授業時数の確保のため、夏休み、冬休みを短縮して行うなど対応しているが、感染拡大防止のため、運動会の中止や修学旅行の延期など、学校行事も縮小していくことにより、子供たちのストレスや運動不足なども一番懸念される。非常に難しい対応とは思いますが、今後の対応について伺いたい。

1点目、行事予定等の中止、延期等については、どのような過程を通して決定し、保護者などに通知を行っているのか。

2点目、子供たちへの環境の変化に対応するためのケアについてはどのように考えているのか。

3点目、運動不足が懸念される中、体育授業やクラブ活動についてはどのように考えているのか。

以上3点、お願いいたします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） 1点目の、行事予定の中止、延期などの行事予定の決定への過程と保護者などへの通知についてでございますが、今年度の学校行事は、運動会、体育大会を初め中体連やプール学習など、様々な行事を安全確保のため中止とさせていただいたところでございます。また、今後の修学旅行や学習発表会などについても延期や見直しなどを行っているところでございます。

各行事の中止につきましては、文部科学省や北海道教育委員会などからの通知や、道内教育長テレビ会議などの情報共有を得て、町教育委員会が主催の七飯町内の小学校、中学校、義務教育学校の校長先生方で組織する七飯町校長会で決定し、町のホームページへ掲載の上、各学校から保護者へ安心メールで配信をしております。なお、安心

メールの登録率は各学校100%でございます。

2点目の、子供たちへの環境の変化に対応するためのケアについてでございますが、5月18日から5月29日までの2週間、半日の登校や1日置き分散登校を行い、環境の変化に徐々に慣れていただき、6月1日からの完全学校再開を迎えたところでございます。

今後の心のケアなどにつきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、学級担任を初め養護教諭、スクールカウンセラーなどを中心とした教職員全体で支援を行ってまいります。

3点目の、体育授業やクラブ活動についてでございますが、体育の授業は、文部科学省より示されております学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式によりますと、用具の消毒やソーシャルディスタンスを講じた上で、可能な限り屋外で実施することとし、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けることとなっております。

また、クラブ活動や部活動につきましても、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行うとされておりますので、このマニュアルに従い、体育の授業及びクラブ活動などについて、十分な感染症対策を講じた上で活動を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 何点かまた再質問させていただきます。

先ほど同僚議員の質問の中で、行事予定の中で、全部を中止というわけではなく、延期、もしかしたら延期したのが中止になるかもしれない、こういう状況なので、どこまでできるのかは正直分かりませんが、例えば修学旅行とか、そういった部分、本当に一生に一度ではないですけども、小学生だと6年生、中学生だと2年生で行くのかな、ちょっと忘れましたが、そういうのを、やっぱりそのときに一度しか行けないものなので、やっぱり思い出として、できれば秋、本当にいつできるか分かりませんが、行かせてやりたいという気持ちは皆さん持っているのでは

ないかなと思うのですけれども、その辺の対応をどこまで、運動会にしても、例えば春先にできなくても、秋口にできないものか、例えば全体にできないにしても、低学年、高学年で分けるとか、午前中でできる範囲で、保護者がどうしても無理であれば、子供たちだけでも、運動会というか、ちょっと縮小をかけた形でやってみるとか、ちょっとその辺について、どのように今考えているかというのを1点。

あと、体育の授業は始まっているという中で、今、函館でもクラブ活動も始まりつつありますけれども、実際、プール、函館のほうも市民プールをオープンして、水泳のそういった活動も行う予定でありますけれども、そういったプールとか、そういったものも必ずしも今、中止にはなっていませんけれども、実際のところどうなのか、そういった感染対策上、本当にできないものなのか、ちょっとその辺、2点。

3点目として、子供たちのケアということで、今回、家にいるという時間が、親も子供も多いという中で、いろいろなDVとか、また虐待的な部分が一部報道でも目立ったのですけれども、実際に今、七飯町の中で、実際そのようなケースがあったのか、その3点、お願いいたします。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（奥田敏樹） 順番にお答えをしております。

まず、修学旅行、これは行かせたいと思っています、何とか。ただ、その基準をホームページ上でアップをさせていただきました。リスクのある場所にあえて行かせるということにはならないと思います、まずそこは。それと、行く方法を、この辺もやはりリスク軽減を図って、学校としての考え方をまず出して、そして保護者と合意を得た中で実施をするという、できればですね、何とかやってほしいなど。

ただ、そうなったときに、端的に言えば、学校をあけていること自体がリスクなのです。リスクをゼロにするということは、学校を開けないのが一番リスクゼロなのです。でもそうならないですから、やっぱり学びの保証ということで、学校に子供たちに来ていただいています。修学旅行も

同じです。リスクがゼロということであれば、修学旅行はできませんので、どこまで共有できるかということですよ、そのリスクを。ましてや中学校3年生で行きますから、行ったときに感染したということになると、その間、勉強ができなくなる可能性もありますから、やはりそこは慎重にならざるを得ないというふうに思っていますが、行かせたいという思いは教育委員会も学校も保護者も、今、川村議員がおっしゃった、本当に保護者の立場だと思いますけれども、一緒だと思います。そここのところでは何とか一致をするようなところを見出して、やってやりたい。そのためには、日程の変更もあり得るかと思えます。行き先の変更もあり得るかと思えます。いずれにしても、実施をしたいという前提で教育委員会も考えているということで御理解をいただければと思います。

運動会は、もう復活はしません。これは中止を決定をさせていただきました。なぜかといえば、今おっしゃったことを中止する段階で考えたのです。でも、秋に持っていったときに、秋には学習発表会もやれるという前提でしたから、当時は、あります。そうしたときに、学習発表会にしても学芸会にしても、子供たちの練習時間は相当とられるのです。そこにまた運動会ということになると、これは子供たちに違う意味でのストレスがすごい発生するというのもあって、そこは中止にさせていただきましたということです。

それから、2点目のプールです。これも復活はありません。中止とさせていただきました。なぜかといえば、泳いでいるときはいいのです。それで上がったときの更衣室での密状態を解消できないということ。例えば民間のプールとかスイミングスクールなどは、1回ずつ更衣室を消毒しているというような話も聞いています、人が入れ替わるたびに。でも学校の場合はそれができませんので、もしやったらすれば、そのための時間が相当とられますから、ただでさえ少ない時数の中で、またそここのところがそういうことでとられてしまうということもありますし、プールというのは必修でございませぬので、そこは違う形の中で、子供たちに体育の授業の中で体を鍛えるようなもの

をやっていただきたいなというふうに思っています。

3番目、これは一番心配しました。教育委員会としても学校も一番心配したところですが、まだ表面的に出ているという話は私は伺っていないです。ただ、ここは6月1日に学校が再開される段階で、その前の日に、9月1日に子供たちの自殺が一番多い。これは本州です、9月1日から学校が始まりますから。でも北海道の場合は8月18日とか19日になると思います。それと同じような対応を6月1日にしてくださいということで、子供たちの様子、ちょっとでも変なところがあったら、そこはみんなでカバーしてくださいということで、学校のほうにも指示をしております。その前提で、教育委員会のほうにいまだにまだ上がってきていけませんので、今のところはなかったなというふうに安堵していますけれども、ただ、こればかりは、まだ隠れているものもあるかもしれませんので、緊張感を解かないでこれからも対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○13番（川村主税） 終わります。

○議長（木下 敏） これをもちまして、川村主税議員の一般質問を終了いたします。

---

### 散 会 の 議 決

---

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに決定いたしました。

---

### 散 会 宣 告

---

○議長（木下 敏） 本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時34分 散会

